

平成24年 国土交通省告示第389号
(最終改正…令和3年 国土交通省告示第299号)

贈与税の非課税措置

贈与税

○平成二十四年国土交通省告示第三百八十九号（租税特別措置法施行令第四十条の四の二第八項の規定に基づくエネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅用の家屋又は大規模な地震に対する安全性を有する住宅用の家屋として国土交通大臣が財務大臣と協議して定める基準）

(平成二十四年三月三十一日)

(国土交通省告示第三百八十九号)

改正 平成二六年 三月三十一日国土交通省告示第四五四号
同 二七年 三月三十一日同 第四八六号
同 二八年 三月三十一日同 第五九五号
令和 三年 三月三十一日同 第二九九号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第四十条の四の二第六項の規定に基づき、エネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅用の家屋又は大規模な地震に対する安全性を有する住宅用の家屋として国土交通大臣が財務大臣と協議して定める基準を次のように定めたので告示する。

租税特別措置法施行令第四十条の四の二第八項に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める基準は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第七十条の二第一項の規定の適用を受けようとする特定受贈者（同法第七十条の二第二項第一号に規定する特定受贈者をいう。以下同じ。）が住宅用の家屋の新築をし、又は建築後使用されたことのない住宅用の家屋の取得をする場合 次に掲げるいずれかの基準

イ 評価方法基準（平成十三年国土交通省告示第千三百四十七号）第5の5の5—1（3）の等級4の基準又は評価方法基準第5の5の5—2（3）の等級4若しくは等級5の基準に適合していること。

ロ 評価方法基準第5の1の1—1（3）の等級2若しくは等級3の基準又は評価方法基準第5の1の1—3（3）の免震建築物の基準に適合していること。

ハ 評価方法基準第5の9の9—1（3）の等級3、等級4又は等級5の基準に適合していること。

二 租税特別措置法第七十条の二第一項の規定の適用を受けようとする特定受贈者が建築後使用されたことのある住宅用の家屋の取得をする場合 次に掲げるいずれかの基準

イ 評価方法基準第5の5の5—1（4）の等級4の基準又は評価方法基準第5の5の5—2（4）の等級4若しくは等級5の基準に適合していること。

ロ 評価方法基準第5の1の1—1（4）の等級2若しくは等級3の基準又は評価方法基準第5の1の1—3（4）の免震建築物の基準に適合していること。

ハ 評価方法基準第5の9の9—1（4）の等級3、等級4又は等級5の基準に適合していること。

三 租税特別措置法第七十条の二第一項の規定の適用を受けようとする特定受贈者が住宅用の家屋について同条第二項第四号に規定する増改築等をする場合 前号イ、ロ又はハに掲げる基準

附 則

この告示の規定は、特定受贈者が平成二十四年一月一日以後に租税特別措置法第七十条の二第二項第五号に規定する住宅取得等資金を贈与（贈与した者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。）により取得した場合について適用する。

附 則 （平成二六年三月三十一日国土交通省告示第四五四号）

この告示は、平成二六年四月一日から施行する。

附 則 （平成二七年三月三十一日国土交通省告示第四八六号）

(施行期日)

1 この告示は、平成二七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この告示による改正後の平成二十四年国土交通省告示第三百八十九号の規定（第一号イ及び第二号イを除く。）は、特定受贈者（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第七十条の二第二項第一号に規定する特定受贈者をいう。次項において同じ。）が平成二十七年一月一日以後に住宅取得等資金（同項第五号に規定する住宅取得等資金をいう。次項において同じ。）を贈与（贈与した者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。次項において同じ。）により取得した場合について適用する。

3 この告示による改正後の平成二十四年国土交通省告示第三百八十九号の規定（第一号イ及び第二号イに限る。）は、特定受贈者が平成二十七年一月一日以後に住宅取得等資金を贈与により取得した場合であって、かつ、平成二十七年四月一日以後に平成二十四年国土交通省告示第三百九十号別表の住宅性能証明書若しくは住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号）第三条第一項に規定する設計住宅性能評価又は平成二十四年国土交通省告示第三百九十一号別表の増改築等工事証明書の申請があった場合について適用する。

4 この告示の施行前に平成二十四年国土交通省告示第三百九十号別表の住宅性能証明書若しくは住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第三条第一項に規定する設計住宅性能評価又は平成二十四年国土交通省告示第三百九十一号別表の増改築等

耐震リフォーム

バリアフリー
リフォーム

省エネルギー

同居対応
リフォーム

長期優良住宅化
リフォーム

住宅ローン減税

贈与税の
非課税措置

既存住宅の取得

登録免許税の
特例措置

不動産取得税の
特例措置

贈与税の非課税措置

工事証明書の申請があった場合におけるこの告示による改正前の平成二十四年国土交通省告示第三百八十九号（第一号イ又は第二号イに掲げる基準に係るものに限る。）の適用については、なお従前の例によることができる。

附 則（平成二十八年三月三十一日国土交通省告示第五九五号）

（施行期日）

1 この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の平成二十四年国土交通省告示第三百八十九号の規定は、特定受贈者（租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第七十条の二第二項第一号に規定する特定受贈者をいう。）が平成二十八年一月一日以後に住宅取得等資金（同項第五号に規定する住宅取得等資金をいう。）を贈与（贈与した者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。）により取得した場合であって、かつ、平成二十八年四月一日以後に平成二十四年国土交通省告示第三百九十号別表の住宅性能証明書若しくは住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号）第五条第一項に規定する建設住宅性能評価又は平成二十四年国土交通省告示第三百九十一号別表の増改築等工事証明書の申請があった場合について適用する。

3 この告示の施行前に平成二十四年国土交通省告示第三百九十号別表の住宅性能証明書又は平成二十四年国土交通省告示第三百九十一号別表の増改築等工事証明書の申請があった場合におけるこの告示による改正前の平成二十四年国土交通省告示第三百八十九号の適用については、なお従前の例によることができる。

附 則（令和三年三月三十一日国土交通省告示第二九九号）

この告示は、令和三年四月一日から施行する。

平成24年 国土交通省告示第390号
(最終改正…令和3年 国土交通省告示第300号)

贈与税の非課税措置

贈与税

○平成二十四年国土交通省告示第三百九十号 (租税特別措置法施行規則第二十三条の五の二第六項第一号の規定に基づく国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類)

(平成二十四年三月三十一日)

(国土交通省告示第三百九十号)

改正	平成二六年	三月三十一日	国土交通省告示第四五五号
同	二七年	三月三十一日	同 第四八七号
同	二八年	三月三十一日	同 第五九六号
同	三一年	三月二九日	同 第四七六号
令和	元年	六月二八日	同 第二一二号
同	三年	三月三十一日	同 第三〇〇号

租税特別措置法施行規則(昭和三十二年大蔵省令第十五号)第二十三条の五の二第六項第一号の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類を次のように定めたので告示する。

租税特別措置法施行規則第二十三条の五の二第六項第一号に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類は、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)第七十条の二第一項の規定の適用を受けようとする特定受贈者(同法第七十条の二第二項第一号に規定する特定受贈者をいう。以下同じ。)が新築若しくは取得をした住宅用の家屋又は増改築等(同法第七十条の二第二項第四号に規定する増改築等をいう。第三号において同じ。)をした住宅用の家屋が租税特別措置法施行令(昭和三十二年政令第四十三号)第四十条の四の二第八項に規定するエネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅用の家屋、大規模な地震に対する安全性を有する住宅用の家屋又は高齢者等が自立した日常生活を営むのに特に必要な構造及び設備の基準に適合する住宅用の家屋として国土交通大臣が財務大臣と協議して定める基準に適合するものである旨を建築基準法(昭和三十五年法律第二百一十号)第七十七条の二十一第一項に規定する指定確認検査機関、住宅の品質確保の促進等に関する法律(平成十一年法律第八十一号)第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関又は特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律(平成十九年法律第六十六号)第十七条第一項に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人が別表の書式により証する書類(特定受贈者が建築後使用されたことのある住宅用の家屋の取得をする場合にあっては、当該家屋の取得の日前二年以内又は取得の日以降に当該証明のための家屋の調査が終了したものに限る。)又は次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一 租税特別措置法第七十条の二第一項の規定の適用を受けようとする特定受贈者が住宅用の家屋の新築をし、又は建築後使用されたことのない住宅用の家屋の取得をする場合 次に掲げるいずれかの書類

イ 当該住宅用の家屋について交付された住宅の品質確保の促進等に関する法律第六条第三項に規定する建設住宅性能評価書(以下「建設住宅性能評価書」という。)の写し(日本住宅性能表示基準(平成十三年国土交通省告示第千三百四十六号)別表1の5-1 断熱等性能等級に係る評価が等級4、若しくは同表の5-2 一次エネルギー消費量等級に係る評価が等級4若しくは等級5、同表の1-1 耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)に係る評価が等級2若しくは等級3、若しくは同表の1-3 その他(地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)に係る評価が免震建築物又は同表の9-1 高齢者等配慮対策等級(専用部分)に係る評価が等級3、等級4若しくは等級5であるものに限る。)

ロ 租税特別措置法施行規則第十八条の二十一第十二項第一号及び第二号又は同条第十三項第一号及び第二号に規定する書類

二 租税特別措置法第七十条の二第一項の規定の適用を受けようとする特定受贈者が建築後使用されたことのある住宅用の家屋の取得をする場合 当該住宅用の家屋について交付された建設住宅性能評価書の写し(当該家屋の取得の日前二年以内又は取得の日以降に評価されたもので、日本住宅性能表示基準別表2-1の5-1 断熱等性能等級に係る評価が等級4、若しくは同表の5-2 一次エネルギー消費量等級に係る評価が等級4若しくは等級5、同表の1-1 耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)に係る評価が等級2若しくは等級3、若しくは同表の1-3 その他(地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)に係る評価が免震建築物又は同表の9-1 高齢者等配慮対策等級(専用部分)に係る評価が等級3、等級4若しくは等級5であるものに限る。)

三 租税特別措置法第七十条の二第一項の規定の適用を受けようとする特定受贈者が住宅用の家屋について増改築等をする場合 当該増改築等をした家屋について交付された建設住宅性能評価書の写し(日本住宅性能表示基準別表2-1の5-1 断熱等性能等級に係る評価が等級4、若しくは同表の5-2 一次エネルギー消費量等級に係る評価が等級4若しくは等級5、同表の1-1 耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)に係る評価が等級2若しくは等級3、若しくは同表の1-3 その他(地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)に係る評価が免震建築物又は同表の9-1 高齢者等配慮対策等級(専用部分)に係る評価が等級3、等級4若しくは等級5であるものに限る。)

(平二六国交告四五五・平二七国交告四八七・平二八国交告五九六・令三国交告三〇〇・一部改正)

附 則 (平成二六年三月三十一日国土交通省告示第四五五号)

この告示は、平成二六年四月一日から施行する。

附 則 (平成二七年三月三十一日国土交通省告示第四八七号)

耐震リフォーム

バリアフリー
リフォーム

省エネルギー
リフォーム

同居対応
リフォーム

長期優良住宅化
リフォーム

住宅ローン減税

贈与税の
非課税措置

既存住宅の取得

登録免許税の
特例措置

不動産取得税の
軽減措置

(施行期日)

1 この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 平成二十七年国土交通省告示第四百八十六号附則第四項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの告示による改正前の平成二十四年国土交通省告示第三百九十号別表の住宅性能証明書（平成二十七年国土交通省告示第四百八十六号による改正前の平成二十四年国土交通省告示第三百八十九号第一号イ又は第二号イに掲げる基準に適合する住宅用の家屋とされたものに限る。）及び建設住宅性能評価書の写し（平成二十六年消費者庁・国土交通省告示第一号第二条の規定による改正前の日本住宅性能表示基準別表1の5-1 省エネルギー対策等級に係る評価が等級4であるものに限る。）は、なお従前の例によることができる。

附 則（平成二八年三月三十一日国土交通省告示第五九六号）

(施行期日)

1 この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 平成二十八年国土交通省告示第五百九十五号附則第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの告示による改正前の平成二十四年国土交通省告示第三百九十号別表の住宅性能証明書は、なお従前の例によることができる。

附 則（平成三十一年三月二十九日国土交通省告示第四七六号）

1 この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。

2 租税特別措置法施行規則第二十三条の五の二第六項第一号に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類については、この告示による改正後の別表の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

附 則（令和元年六月二八日国土交通省告示第二一二号）

この告示は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附 則（令和三年三月三十一日国土交通省告示第三〇〇号）

この告示は、令和三年四月一日から施行する。

住宅性能証明書

証明申請者		住 所	
		氏 名	
家屋番号及び所在地			
住宅性能	住宅用の家屋の新築をし、又は建築後使用されたことのない住宅用の家屋の取得をする場合	次のいずれかの基準に適合する住宅用の家屋 1. 評価方法基準第5の5の5-1(3)の等級4の基準に適合する住宅用の家屋 2. 評価方法基準第5の5の5-2(3)の等級4又は等級5の基準に適合する住宅用の家屋 3. 評価方法基準第5の1の1-1(3)の等級2又は等級3の基準に適合する住宅用の家屋 4. 評価方法基準第5の1の1-3(3)の免震建築物の基準に適合する住宅用の家屋 5. 評価方法基準第5の9の9-1(3)の等級3、等級4又は等級5の基準に適合する住宅用の家屋	
	建築後使用されたことのある住宅用の家屋の取得をする場合	次のいずれかの基準に適合する住宅用の家屋 1. 評価方法基準第5の5の5-1(4)の等級4の基準に適合する住宅用の家屋 2. 評価方法基準第5の5の5-2(4)の等級4又は等級5の基準に適合する住宅用の家屋 3. 評価方法基準第5の1の1-1(4)の等級2又は等級3の基準に適合する住宅用の家屋 4. 評価方法基準第5の1の1-3(4)の免震建築物の基準に適合する住宅用の家屋 5. 評価方法基準第5の9の9-1(4)の等級3、等級4又は等級5の基準に適合する住宅用の家屋	
	住宅用の家屋について増改築等をする場合	次のいずれかの基準に適合する増改築等をした後の住宅用の家屋 1. 評価方法基準第5の5の5-1(4)の等級4の基準に適合する住宅用の家屋 2. 評価方法基準第5の5の5-2(4)の等級4又は等級5の基準に適合する住宅用の家屋 3. 評価方法基準第5の1の1-1(4)の等級2又は等級3の基準に適合する住宅用の家屋 4. 評価方法基準第5の1の1-3(4)の免震建築物の基準に適合する住宅用の家屋 5. 評価方法基準第5の9の9-1(4)の等級3、等級4又は等級5の基準に適合する住宅用の家屋	

上記の住宅用の家屋が租税特別措置法施行令第40条の4の2第8項に規定するエネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅用の家屋、大規模な地震に対する安全性を有する住宅用の家屋又は高齢者等が自立した日常生活を営むのに特に必要な構造及び設備を有する住宅用の家屋として国土交通大臣が財務大臣と協議して定める基準に適合することを証明します。

証明を行った指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関又は住宅瑕疵担保責任保険法人	名 称		印		
	住 所				
	指定・登録年月日				
	指定・登録番号（指定確認検査機関又は登録住宅性能評価機関の場合）				
	指定をした者（指定確認検査機関の場合）				
指定確認検査機関が証明を行った場合の調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者	氏 名				
	建 築 士 の 場 合	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別		登 録 番 号	
				登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）	
	建築基準適合判定資格者の場合			登 録 番 号	
				登録を受けた地方整備局等名	
登録住宅性能評価機関が証明を行った場合の調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者	氏 名				
	建 築 士 の 場 合	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別		登 録 番 号	
				登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）	
	建築基準適合判定資格者		合格通知日付又は合格証書日付		
	検定合格者の場合		合格通知番号又は合格証書番号		
住宅瑕疵担保責任保険法人が証明を行った場合の調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者	氏 名				
	建 築 士 の 場 合	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別		登 録 番 号	
				登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）	
	建築基準適合判定資格者		合格通知日付又は合格証書日付		
	検定合格者の場合		合格通知番号又は合格証書番号		

（用紙 日本産業規格 A4）

備考

- 「証明申請者」の「住所」及び「氏名」の欄には、この証明書の交付を受けようとする者の住所及び氏名をこの証明書を作成する日の現況により記載すること。
- 「家屋番号及び所在地」の欄には、当該家屋の登記簿に記載された家屋番号及び所在地を記載すること。
- 「住宅性能」の欄には、当該家屋が租税特別措置法施行令第40条の4の2第8項に定める基準であって当該欄に掲げる項目のいずれに適合するかに応じ相当する番号を○で囲むものとする。なお、住宅用の家屋について増改築等をする場合の欄にあっては、当該住宅用の家屋に係る当該増改築等が完了した後の住宅性能について判定する。
- 「証明を行った指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関又は住宅瑕疵担保責任保険法人」の欄には、当該家屋が租税特別措置法施行令第40条の4の2第8項に定める基準に適合するものであることにつき証明を行った指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関又は住宅瑕疵担保責任保険法人について、次により記載すること。
 - 「名称」及び「住所」の欄には、建築基準法第77条の18第1項の規定により指定を受けた名称及び住所（指定を受けた後に同法第77条の21第2項の規定により変更の届出を行った場合は、当該変更の届出を行った名称及び住所）を、登録住宅性能評価機関が証明した場合には住宅の品質確保の促進等に関する法律第7条第1項の規定により登録を受けた名称及び住所（登録を受けた後に同法第10条第2項の規定により変更の届出を行った場合は、当該変更の届出を行った名称及び住所）を、住宅瑕疵担保責任保険法人が証明した場合には特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第17条第1項の規定により指定を受けた名称及び住所（指定を受けた後に同法第18条第2項の規定により変更の届出を行った場合は、当該変更の届出を行った名称及び住所）を記載するものとする。
 - 「証明を行った指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関又は住宅瑕疵担保責任保険法人」の「指定・登録年月日」、「指定・登録番号（指定確認検査機関又は登録住宅性能評価機関の場合）」及び「指定をした者（指定確認検査機関の場合）」の欄には、指定確認検査機関が証明した場合には建築基準法第77条の18第

1 項の規定により指定を受けた年月日及び指定番号並びに指定をした者を、登録住宅性能評価機関が証明した場合には住宅の品質確保の促進等に関する法律第 7 条第 1 項の規定により登録を受けた年月日及び登録番号を、住宅瑕疵担保責任保険法人が証明した場合には特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第 17 条第 1 項の規定により指定を受けた年月日を記載するものとする。

- 5 「指定確認検査機関が証明を行った場合の調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者」の欄には、当該家屋が租税特別措置法施行令第 40 条の 4 の 2 第 8 項に定める基準に適合するものであることにつき調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者について、次により記載すること。
- (1) 「氏名」の欄には、建築士である場合には建築士法第 5 条の 2 の規定により届出を行った氏名を、建築基準適合判定資格者である場合には建築基準法第 77 条の 58 又は第 77 条の 60 の規定により登録を受けた氏名を記載するものとする。
 - (2) 「建築士の場合」の「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、調査を行った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載するものとする。なお、一級建築士、二級建築士又は木造建築士が調査することのできる家屋は、それぞれ建築士法第 3 条から第 3 条の 3 までに規定する建築物に該当するものとする。
 - (3) 「建築士の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）」の欄には、建築士法第 5 条の 2 の規定により届出を行った登録番号及び当該建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、同法第 5 条第 1 項の規定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。
 - (4) 「建築基準適合判定資格者の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた地方整備局等名」の欄には、建築基準法第 77 条の 58 又は第 77 条の 60 の規定により登録を受けた登録番号及び地方整備局等の名称を記載するものとする。
- 6 「登録住宅性能評価機関が証明を行った場合の調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者」の欄には、当該家屋が租税特別措置法施行令第 40 条の 4 の 2 第 8 項に定める基準に適合するものであることにつき調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者について、次により記載すること。
- (1) 「氏名」の欄には、建築士である場合には建築士法第 5 条の 2 の規定により届出を行った氏名を、建築基準適合判定資格者検定合格者である場合には、建築基準法施行令第 6 条の規定により通知を受けた氏名を記載するものとする。
 - (2) 「建築士の場合」の「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、調査を行った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載するものとする。なお、一級建築士、二級建築士又は木造建築士が調査することのできる家屋は、それぞれ建築士法第 3 条から第 3 条の 3 までに規定する建築物に該当するものとする。
 - (3) 「建築士の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）」の欄には、建築士法第 5 条の 2 の規定により届出を行った登録番号及び当該建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、同法第 5 条第 1 項の規定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。
 - (4) 「建築基準適合判定資格者検定合格者の場合」の「合格通知日付又は合格証書日付」及び「合格通知番号又は合格証書番号」の欄には、建築基準法施行令第 6 条の規定により通知を受けた日付及び合格通知番号（建築基準法の一部を改正する法律（平成 10 年法律第 100 号）附則第 2 条第 2 項の規定により建築基準適合判定資格者検定に合格したとみなされた者については、合格証書日付及び合格証書番号）を記載するものとする。
- 7 「住宅瑕疵担保責任保険法人の場合が証明を行った場合の調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者」の欄には、当該家屋が租税特別措置法施行令第 40 条の 4 の 2 第 8 項に定める基準に適合するものであることにつき調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者について、次により記載すること。
- (1) 「氏名」の欄には、建築士である場合には建築士法第 5 条の 2 の規定により届出を行った氏名を、建築基準適合判定資格者検定合格者である場合には、建築基準法施行令第 6 条の規定により通知を受けた氏名を記載するものとする。
 - (2) 「建築士の場合」の「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、調査を行った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載するものとする。なお、一級建築士、二級建築士又は木造建築士が調査することのできる家屋は、それぞれ建築士法第 3 条から第 3 条の 3 までに規定する建築物に該当するものとする。
 - (3) 「建築士の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）」の欄には、建築士法第 5 条の 2 の規定により届出を行った登録番号及び当該建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、同法第 5 条第 1 項の規定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。
 - (4) 「建築基準適合判定資格者検定合格者の場合」の「合格通知日付又は合格証書日付」及び「合格通知番号又は合格証書番号」の欄には、建築基準法施行令第 6 条の規定により通知を受けた日付及び合格通知番号（建築基準法の一部を改正する法律（平成 10 年法律第 100 号）附則第 2 条第 2 項の規定により建築基準適合判定資格者検定に合格したとみなされた者については、合格証書日付及び合格証書番号）を記載するものとする。

平成21年 国土交通省告示第682号 (最終改正…令和3年 国土交通省告示第292号)

贈与税の非課税措置

贈与税

○平成二十一年国土交通省告示第六百八十二号（租税特別措置法施行令第四十条の四の二第五項第三号の規定に基づく家屋のうち居室等で国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるもの）

(平成二十一年六月二十六日)

(国土交通省告示第六百八十二号)

改正 平成二六年 三月三十一日国土交通省告示第四四七号

令和 三年 三月三十一日同 第二九二号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第四十条の四の二第三項第三号の規定に基づき、家屋（同項第二号の家屋にあっては、その者が区分所有する部分に限る。）のうち居室、調理室、浴室、便所その他の室で国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるものを次のように定めたので告示する。

租税特別措置法施行令第四十条の四の二第五項第三号に規定する家屋（同項第二号の家屋にあっては、その者が区分所有する部分に限る。）のうち居室、調理室、浴室、便所その他の室で国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるものは、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 居室
- 二 調理室
- 三 浴室
- 四 便所
- 五 洗面所
- 六 納戸
- 七 玄関
- 八 廊下

附 則

この告示の規定は、特定受贈者（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第七十条の二第二項第一号に規定する特定受贈者をいう。）が平成二十一年一月一日以後に同項第五号に規定する住宅取得等資金を贈与（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。）により取得した場合について適用する。

附 則（平成二六年三月三十一日国土交通省告示第四四七号）

この告示は、平成二六年四月一日から施行する。

附 則（令和三年三月三十一日国土交通省告示第二九二号）

この告示は、令和三年四月一日から施行する。

平成21年 国土交通省告示第683号 (最終改正…令和3年 国土交通省告示第293号)

贈与税の非課税措置

贈与税

○平成二十一年国土交通省告示第六百八十三号（租税特別措置法施行令第四十条の四の二第五項第四号の規定に基づく国土交通大臣が財務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準）

(平成二十一年六月二十六日)

(国土交通省告示第六百八十三号)

改正 平成二六年 三月三十一日国土交通省告示第四四八号

令和 三年 三月三十一日同 第二九三号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第四十条の四の二第三項第四号の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準を次のように定めたので告示する。

租税特別措置法施行令第四十条の四の二第五項第四号に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準は、平成十八年国土交通省告示第百八十五号において定める地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準とする。

附 則

この告示の規定は、特定受贈者（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第七十条の二第二項第一号に規定する特定受贈者をいう。）が平成二十一年一月一日以後に同項第五号に規定する住宅取得等資金を贈与（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。）により取得した場合について適用する。

附 則（平成二六年三月三十一日国土交通省告示第四四八号）

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則（令和三年三月三十一日国土交通省告示第二九三号）

この告示は、令和三年四月一日から施行する。

平成27年 国土交通省告示第480号
(最終改正…令和3年 国土交通省告示第309号)

贈与税の非課税措置

贈与税

○平成二十七年国土交通省告示第四百八十号（租税特別措置法施行令第四十条の四の二第五項第五号及び第四十条の五第四項第五号の規定に基づく国土交通大臣が財務大臣と協議して定める高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための修繕又は模様替）

(平成二十七年三月三十一日)

(国土交通省告示第四百八十号)

改正 令和 三年 三月三十一日国土交通省告示第三〇九号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第四十条の四の二第四項第五号及び第四十条の五第四項第五号の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための修繕又は模様替を次のように定めたので告示する。

租税特別措置法施行令第四十条の四の二第五項第五号及び第四十条の五第四項第五号に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための修繕又は模様替は、次のいずれかに該当する工事とする。

- 一 介助用の車いすで容易に移動するために通路又は出入口の幅を拡張する工事
- 二 階段の設置（既存の階段の撤去を伴うものに限る。）又は改良によりその勾配を緩和する工事
- 三 浴室を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの
 - イ 入浴又はその介助を容易に行うために浴室の床面積を増加させる工事
 - ロ 浴槽をまたぎ高さの低いものに取り替える工事
 - ハ 固定式の移乗台、踏み台その他の高齢者等の浴槽の出入りを容易にする設備を設置する工事
 - ニ 高齢者等の身体の洗浄を容易にする水栓器具を設置し又は同器具に取り替える工事
- 四 便所を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの
 - イ 排泄又はその介助を容易に行うために便所の床面積を増加させる工事
 - ロ 便器を座便式のものに取り替える工事
 - ハ 座便式の便器の座高を高くする工事
- 五 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路に手すりを取り付ける工事
- 六 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路の床の段差を解消する工事（勝手口その他屋外に面する開口の出入口及び上がりかまち並びに浴室の出入口にあっては、段差を小さくする工事を含む。）
- 七 出入口の戸を改良する工事であって、次のいずれかに該当するもの
 - イ 開戸を引戸、折戸等に取り替える工事
 - ロ 開戸のドアノブをレバーハンドル等に取り替える工事
 - ハ 戸に戸車その他の戸の開閉を容易にする器具を設置する工事
- 八 便所、浴室、脱衣室その他の居室及び玄関並びにこれらを結ぶ経路の床の材料を滑りにくいものに取り替える工事

附 則

この告示の規定は、特定受贈者（租税特別措置法第七十条の二第二項第一号又は第七十条の三第三項第一号に規定する特定受贈者をいう。）が平成二十七年一月一日以後に同法第七十条の二第二項第五号又は第七十条の三第三項第五号に規定する住宅取得等資金を贈与（贈与した者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。）により取得した場合について適用する。

附 則（令和三年三月三十一日国土交通省告示第三〇九号）

この告示は、令和三年四月一日から施行する。

平成27年 国土交通省告示第481号
(最終改正…令和3年 国土交通省告示第310号)

贈与税の非課税措置

贈与税

○平成二十七年国土交通省告示第四百八十一号（租税特別措置法施行令第四十条の四の二第五項第六号及び第四十条の五第四項第六号の規定に基づく国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるエネルギーの使用の合理化に資する修繕又は模様替）

(平成二十七年三月三十一日)

(国土交通省告示第四百八十一号)

改正 平成二十九年 三月三十一日国土交通省告示第二九七号

令和 元年 六月二十八日同 第二一八号

同 三年 三月三十一日同 第三一〇号

租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第四十条の四の二第四項第六号及び第四十条の五第四項第六号の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるエネルギーの使用の合理化に資する修繕又は模様替を次のように定めたので告示する。

租税特別措置法施行令（以下「令」という。）第40条の4の2第5項第6号及び第40条の5第4項第6号に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるエネルギーの使用の合理化に資する修繕又は模様替は、次のアに定める工事又は次のアに定める工事と併せて行う次のウからオまでに定める工事（地域区分（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項（平成28年国土交通省告示第265号）別表第10に掲げる地域の区分をいう。以下同じ。）が8地域の場合にあっては、次のイに定める工事又は次のイに定める工事と併せて行う次のウからオまでに定める工事）とする。ただし、次のウからオまでに定める工事については、発泡プラスチック保温材（産業標準化法（昭和24年法律第185号）に基づく日本産業規格（以下「日本産業規格」という。）A9511（発泡プラスチック保温材）に定めるものをいう。）を用いる場合にあってはB種を、建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム（日本産業規格A9526（建築物断熱用吹付け硬質ウレタンフォーム）に定めるものをいう。）を用いる場合にあってはB種を、その他の場合にあっては発泡剤としてフロン類（フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成13年法律第64号）第2条第1項に規定するフロン類をいう。）を用いた断熱材を用いない工事であること。

ア 窓の断熱性を高める工事（全ての居室の外気に接する窓（既存の窓の室内側に設置する既存の窓と一体となった窓を含む。

以下同じ。）の断熱性を高める工事で、窓の熱貫流率が、地域区分に応じ、施工後に新たに別表1—1—1に掲げる基準値以下となるもの又はこれと同等以上の性能を有するものとなるものをいう。）

イ 窓の日射遮蔽性を高める工事（居室の外気に接する窓の日射遮蔽性を高める工事で、開口部の建具、付属部材、ひさし、軒その他日射の侵入を防止する部分が、地域区分及び方位に応じ、施工後に新たに別表1—1—2に掲げる基準値以下となるもの又はこれと同等以上の性能を有するものとなるものをいう。）

ウ 天井等の断熱性を高める工事（屋根（小屋裏又は天井裏が外気に通じているものを除く。以下同じ。）、屋根の直下の天井又は外気等（外気又は外気に通じる床裏、小屋裏若しくは天井裏をいう。以下同じ。）に接する天井の断熱性を高める工事（住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準（平成28年国土交通省告示第266号）1（1）に掲げる部分以外の部分（以下「断熱構造とする部分以外の部分」という。）の工事を除く。）で、鉄筋コンクリート造、組積造その他これらに類する構造（以下「鉄筋コンクリート造等」という。）の住宅にあっては熱橋（構造部材、下地材、窓枠下材その他断熱構造を貫通する部分であって、断熱性能が周囲の部分より劣るものをいう。以下同じ。）となる部分を除いた熱貫流率が、その他の住宅にあっては熱橋となる部分（壁に設けられる横架材を除く。）による低減を勘案した熱貫流率が、それぞれ住宅の種類、断熱材の施工法、部位及び地域区分に応じ、施工後に新たに別表2に掲げる基準値以下となるもの又は各部位の断熱材の熱抵抗が、住宅の種類、断熱材の施工法、部位及び地域区分に応じ、施工後に新たに別表3に掲げる基準値以上となるものをいう。）

エ 壁の断熱性を高める工事（外気等に接する壁の断熱性を高める工事（断熱構造とする部分以外の部分の工事を除く。）で、鉄筋コンクリート造等の住宅にあっては熱橋となる部分を除いた熱貫流率が、その他の住宅にあっては熱橋となる部分（壁に設けられる横架材を除く。）による低減を勘案した熱貫流率が、それぞれ住宅の種類、断熱材の施工法、部位及び地域区分に応じ、施工後に新たに別表2に掲げる基準値以下となるもの又は断熱材の熱抵抗が、住宅の種類、断熱材の施工法、部位及び地域区分に応じ、施工後に新たに別表3に掲げる基準値以上となるもの（鉄骨造の住宅の壁であって外張断熱工法及び内張断熱工法以外のものにあっては、壁に施工する断熱材の熱抵抗が、地域、外装材（鉄骨柱及び梁の外気側において、鉄骨柱又は梁に直接接続する面状の材料をいう。以下同じ。）の熱抵抗、鉄骨柱が存する部分以外の壁（以下「一般部」という。以下同じ。）の断熱層（断熱材で構成される層をいう。以下同じ。）を貫通する金属製下地部材の有無及び断熱材を施工する箇所の区分に応じ、別表4に掲げる基準値以上となるもの）をいう。）

オ 床等の断熱性を高める工事（外気等に接する床（地盤面をコンクリートその他これに類する材料で覆ったもの又は床裏が外気に通じないもの（以下「土間床等」という。）を除く。）の断熱性を高める工事（外周が外気等に接する土間床等の外周部分の基礎の断熱性を高める工事を含み、断熱構造とする部分以外の部分の工事を除く。）で、鉄筋コンクリート造等の住宅にあっては熱橋となる部分を除いた熱貫流率が、その他の住宅にあっては熱橋となる部分（壁に設けられる横架材を除く。）による低減を勘案した熱貫流率が、それぞれ住宅の種類、断熱材の施工法、部位及び地域区分に応じ、施工後に新たに別表2に掲げる基準値以下となるもの又は各部位の断熱材の熱抵抗が、住宅の種類、断熱材の施工法、部位及び地域区分に応じ、

施工後に新たに別表 3 に掲げる基準値以上となるものをいう。)

別表 1-1-1

地域区分	1 及び 2	3	4	5 及び 6	7
熱貫流率の基準値 (単位 1平方メートル1度につきワット)	2.33		3.49	4.65	
「熱貫流率」とは、内外の温度差 1 度の場合において 1 平方メートル当たり貫流する熱量をワットで表した数値をいう。					

別表 1-1-2 (令元国交告 218・一部改正)

住宅の種類	建具の種類若しくはその組合せ又は付属部材、ひさし、軒等の設置
一戸建ての住宅	次のイ又はロに該当するもの イ ガラスの日射熱取得率が 0.68 以下のものに、ひさし、軒等を設けるもの ロ 付属部材を設けるもの
共同住宅等	付属部材又はひさし、軒等を設けるもの
1 「ガラスの日射熱取得率」は、日本産業規格 R3106(板ガラスの透過率・反射率・放射率の試験方法及び建築用板ガラスの日射熱取得率の算定方法)に定める測定方法によるものとする。 2 「付属部材」とは、紙障子、外付けブラインド(窓の直近外側に設置され、金属製スラット等の可変により日射調整機能を有するブラインド)その他これらと同等以上の日射遮蔽性能を有し、開口部に建築的に取り付けられるものをいう。 3 「ひさし、軒等」とは、オーバーハング型の日除けで、外壁からの出寸法がその下端から窓下端までの高さの 0.3 倍以上のものをいう。	

別表 2 (平 29 国交告 297・一部改正)

住宅の種類	断熱材の施工法	部位		熱貫流率の基準値					
				地域区分					
				1 及び 2	3	4	5 及び 6	7	8
鉄筋コンクリート 造等の住宅	内断熱工法	屋根又は天井		0.27	0.35	0.37	0.37	0.37	0.53
		壁		0.39	0.49	0.75	0.75	0.75	
		床	外気に接する部分	0.27	0.32	0.37	0.37	0.37	
			その他の部分	0.38	0.46	0.53	0.53	0.53	
		土間床等 の外周部 分の基礎	外気に接する部分	0.52	0.62	0.98	0.98	0.98	
			その他の部分	1.38	1.60	2.36	2.36	2.36	

耐震リフォーム

バリアフリー
リフォーム

省エネルギー
リフォーム

同居対応
リフォーム

長期優良住宅化
リフォーム

住宅ローン減税

贈与税の
非課税措置

既存住宅の取得

登録免許税の
特例措置

不動産取得税の
軽減措置

贈与税の非課税措置

	外断熱工法	屋根又は天井		0.32	0.41	0.43	0.43	0.43	0.62
		壁		0.49	0.58	0.86	0.86	0.86	
		床	外気に接する部分	0.27	0.32	0.37	0.37	0.37	
			その他の部分	0.38	0.46	0.53	0.53	0.53	
		土間床等の外周部分の基礎	外気に接する部分	0.52	0.62	0.98	0.98	0.98	
			その他の部分	1.38	1.60	2.36	2.36	2.36	
		屋根又は天井		0.17	0.24	0.24	0.24	0.24	0.24
		壁		0.35	0.53	0.53	0.53	0.53	
		床	外気に接する部分	0.24	0.24	0.34	0.34	0.34	
			その他の部分	0.34	0.34	0.48	0.48	0.48	
その他の住宅		土間床等の外周部分の基礎	外気に接する部分	0.27	0.27	0.52	0.52	0.52	
			その他の部分	0.71	0.71	1.38	1.38	1.38	
		屋根又は天井		0.17	0.24	0.24	0.24	0.24	0.24
		壁		0.35	0.53	0.53	0.53	0.53	
		床	外気に接する部分	0.24	0.24	0.34	0.34	0.34	
			その他の部分	0.34	0.34	0.48	0.48	0.48	
		土間床等の外周部分の基礎	外気に接する部分	0.27	0.27	0.52	0.52	0.52	
			その他の部分	0.71	0.71	1.38	1.38	1.38	
		屋根又は天井		0.17	0.24	0.24	0.24	0.24	0.24
		壁		0.35	0.53	0.53	0.53	0.53	

1 「熱貫流率」とは、内外の温度差1度の場合において1平方メートル当たり貫流する熱量をワットで表した数値であって、当該部位を熱の貫流する方向に構成している材料の種類及び厚さ、熱橋により貫流する熱量等を勘案して算出したものをいう。以下同じ。

2 鉄筋コンクリート造等の住宅において、「内断熱工法」とは鉄筋コンクリート造等の構造体の内側に断熱施工する方法を、「外断熱工法」とは構造体の外側に断熱施工する方法をいう。以下同じ。

3 一の住宅において複数の住宅の種類又は断熱材の施工法を採用している場合にあっては、それぞれの住宅の種類又は断熱材の施工法に応じた各部位の熱貫流率の基準値を適用するものとする。

4 土間床等の外周部分の基礎は、基礎の外側又は内側のいずれか又はその両方において、断熱材が地盤面に対して垂直であり、かつ、熱貫流率が表に掲げる基準値以下となる仕様で基礎底盤上端から基礎天端まで連続して施工されたもの又はこれと同等以上の断熱性能を確保できるものとしなければならない。ただし、玄関・勝手口及びこれに類する部分における土間床部分については、この限りではない。

別表3 (平 29 国交告 297・一部改正)

住宅の種類	断熱材の施工法	部位		断熱材の熱抵抗の基準値 (単位 1ワットにつき平方メートル・度)					
				地域区分					
				1 及び 2	3	4	5 及び 6	7	8
鉄筋コンクリート 造等の住宅	内断熱工法	屋根又は天井		3.6	2.7	2.5	2.5	2.5	1.6
		壁		2.3	1.8	1.1	1.1	1.1	
		床	外気に接する部分	3.2	2.6	2.1	2.1	2.1	
			その他の部分	2.2	1.8	1.5	1.5	1.5	
		土間床等 の外周部 分の基礎	外気に接する部分	1.7	1.4	0.8	0.8	0.8	
			その他の部分	0.5	0.4	0.2	0.2	0.2	
	外断熱工法	屋根又は天井		3.0	2.2	2.0	2.0	2.0	1.4
		壁		1.8	1.5	0.9	0.9	0.9	
		床	外気に接する部分	3.2	2.6	2.1	2.1	2.1	
			その他の部分	2.2	1.8	1.5	1.5	1.5	
		土間床等 の外周部 分の基礎	外気に接する部分	1.7	1.4	0.8	0.8	0.8	
			その他の部分	0.5	0.4	0.2	0.2	0.2	

木造の住宅	充填断熱工法	屋根又は天井	屋根	6.6	4.6	4.6	4.6	4.6	4.6
			天井	5.7	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0
		壁		3.3	2.2	2.2	2.2	2.2	
		床	外気に接する部分	5.2	5.2	3.3	3.3	3.3	
			その他の部分	3.3	3.3	2.2	2.2	2.2	
		土間床等の外周部分の基礎	外気に接する部分	3.5	3.5	1.7	1.7	1.7	
			その他の部分	1.2	1.2	0.5	0.5	0.5	
桝組壁工法の住宅	充填断熱工法	屋根又は天井	屋根	6.6	4.6	4.6	4.6	4.6	4.6
			天井	5.7	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0
		壁		3.6	2.3	2.3	2.3	2.3	
		床	外気に接する部分	4.2	4.2	3.1	3.1	3.1	
			その他の部分	3.1	3.1	2.0	2.0	2.0	
		土間床等の外周部分の基礎	外気に接する部分	3.5	3.5	1.7	1.7	1.7	
			その他の部分	1.2	1.2	0.5	0.5	0.5	
木造、桝組壁工法又は鉄骨造の住宅	外張断熱工法又は内張断熱工法	屋根又は天井		5.7	4.0	4.0	4.0	4.0	4.0
		壁		2.9	1.7	1.7	1.7	1.7	
		床	外気に接する部分	3.8	3.8	2.5	2.5	2.5	
			その他の部分						
		土間床等の外周部分の基礎	外気に接する部分	3.5	3.5	1.7	1.7	1.7	
			その他の部分	1.2	1.2	0.5	0.5	0.5	

- 1 木造又は桝組壁工法の住宅において、「充填断熱工法」とは、屋根にあっては屋根組材の間、天井にあっては天井面、壁にあっては柱、間柱、たて桝の間及び外壁と内壁との間、床にあっては床組材の間に断熱施工する方法をいう。以下同じ。
- 2 木造、桝組壁工法又は鉄骨造の住宅において、「外張断熱工法」とは、屋根及び天井にあっては屋根たる木、小屋梁及び軒桁の外側、壁にあっては柱、間柱及びたて桝の外側、外気に接する床にあっては床組材の外側に断熱施工する方法をいう。以下同じ。
- 3 木造、桝組壁工法又は鉄骨造の住宅において、「内張断熱工法」とは、壁において柱及び間柱の内側に断熱施工する方法をいう。
- 4 一の住宅において複数の住宅の種類又は断熱材の施工法を採用している場合にあっては、それぞれの住宅の種類又は断熱材の施工法に応じた各部位の断熱材の熱抵抗の基準値を適用するものとする。
- 5 鉄筋コンクリート造等の住宅における一の部位において内断熱工法と外断熱工法を併用している場合にあっては、外側の断熱材の熱抵抗と内側の断熱材の熱抵抗の合計値について、上表における「内断熱工法」の基準値により判定できるものとする。
- 6 木造、桝組壁工法の住宅における一の部位において充填断熱工法と外張断熱工法を併用している場合にあっては、外張部分の断熱材の熱抵抗と充填部分の断熱材の熱抵抗の合計値について、上表における「充填断熱工法」の基準値により判定できるものとする。
- 7 土間床等の外周部分の基礎にあっては、基礎の外側若しくは内側のいずれか又はその両方において、断熱材が地盤面に対して垂直であり、かつ、基礎底盤上端から基礎天端まで連続して施工されたもの又はこれと同等以上の断熱性能を確保できるものとしなければならない。ただし、玄関・勝手口及びこれに類する部分における土間床部分については、この限りではない。

耐震リフォーム

バリアフリー
リフォーム

省エネルギー

同居対応
リフォーム長期優良住宅化
リフォーム

住宅ローン減税

贈与税の
非課税措置

既存住宅の取得

登録免許税の
特例措置不動産取得税の
軽減措置

贈与税の非課税措置

別表 4

地域区分	外装材の熱抵抗	一般部の断熱層を貫通する金属部材の有無	断熱材の熱抵抗の基準値 (単位 1 ワットにつき平方メートル・度)		
			断熱材を施工する箇所の区分		
			鉄骨柱、鉄骨梁部分	一般部	一般部において断熱層を貫通する金属部材
1 及び 2	0.56 以上	無し	1.91	2.12	
		有り	1.91	3.57	0.72
	0.15 以上 0.56 未満	無し	1.91	2.43	
		有り	1.91	3.57	1.08
	0.15 未満	無し	1.91	3.00	
		有り	1.91	3.57	1.43
3	0.56 以上	無し	0.63	1.08	
		有り	0.63	2.22	0.33
	0.15 以上 0.56 未満	無し	0.85	1.47	
		有り	0.85	2.22	0.50
	0.15 未満	無し	1.27	1.72	
		有り	1.27	2.22	0.72
4、5、6、7 及び 8	0.56 以上	無し	0.08	1.08	
		有り	0.08	2.22	0.33
	0.15 以上 0.56 未満	無し	0.31	1.47	
		有り	0.31	2.22	0.50
	0.15 未満	無し	0.63	1.72	
		有り	0.63	2.22	0.72

附 則

この告示の規定は、特定受贈者（租税特別措置法第七十条の二第二項第一号又は第七十条の三第三項第一号に規定する特定受贈者をいう。）が平成二十七年一月一日以後に同法第七十条の二第二項第五号又は第七十条の三第三項第五号に規定する住宅取得等資金を贈与（贈与した者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。）により取得した場合について適用する。

附 則（平成二十九年三月三十一日国土交通省告示第二九七号）

1 この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

2 租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第七十条の二第二項第一号に規定する特定受贈者が居住の用に供している住宅用の家屋について同項第四号に規定する増改築等をした場合において、平成二十九年四月一日前に同条第一項第三号に定めるところにより増改築等をした当該住宅用の家屋を当該特定受贈者の居住の用に供したとき、又は増改築等をした当該住宅用家屋を同日後遅滞なく当該特定受贈者の居住の用に供することが確実であると見込まれるときについては、なお従前の例による。

附 則（令和元年六月二十八日国土交通省告示第二一八号）

この告示は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附 則（令和三年三月三十一日国土交通省告示第三一〇号）

この告示は、令和三年四月一日から施行する。

平成24年 国土交通省告示第391号
(最終改正…令和3年 国土交通省告示第301号)

贈与税の非課税措置 贈与税

○平成二十四年国土交通省告示第三百九十一号（租税特別措置法施行規則第二十三条の五の二第五項第一号イからチまで及び第二十三条の六第五項第一号イからチまでの規定に基づく国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類）

(平成二十四年三月三十一日)
(国土交通省告示第三百九十一号)

改正	平成二六年	三月三十一日	国土交通省告示第四五六号
	同 二七年	三月三十一日	同 第四八八号
	同 二八年	三月三十一日	同 第五九七号
	同 二九年	三月三十一日	同 第二九六号
	同 三一年	三月二九日	同 第四七七号
	令和 元年	六月二八日	同 第二一三号
	同 三年	三月三十一日	同 第三〇一号

租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第二十三条の五の二第五項第一号イからホまで及び第二十三条の六第五項第一号イからニまでの規定に基づき、平成二十一年国土交通省告示第六百八十四号の全部を次のように改正する。

租税特別措置法施行規則第二十三条の五の二第五項第一号イからチまで及び第二十三条の六第五項第一号イからチまでに規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類は、次の各号に掲げる工事の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

- 一 租税特別措置法施行規則第二十三条の五の二第五項第一号イからヘまで又は第二十三条の六第五項第一号イからヘまでに掲げる工事 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第七十条の二第一項の規定の適用を受けようとする特定受贈者（同法第七十条の二第二項第一号に規定する特定受贈者をいう。）又は同法第七十条の三第一項の規定の適用を受けようとする特定受贈者（同法同条第三項第一号に規定する特定受贈者をいう。）から証明の申請を受けた建築士（建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十三条の三第一項の規定により登録された建築士事務所に属する建築士に限るものとし、当該申請に係る住宅用の家屋が同法第三条第一項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士に、同法第三条の二第一項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士又は二級建築士に限るものとする。以下同じ。）、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第一項に規定する指定確認検査機関、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関又は特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）第十七条第一項に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人が当該申請に係る工事が相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）の施行地で行われるもので租税特別措置法施行令（昭和三十二年政令第四十三号）第四十条の四の二第五項第一号から第六号まで又は第四十条の五第四項第一号から第六号までに規定するいずれかの工事に該当する旨を別表の書式により証明する書類
- 二 租税特別措置法施行規則第二十三条の五の二第五項第一号ト又は第二十三条の六第五項第一号トに掲げる工事 租税特別措置法第七十条の二第一項の規定の適用を受けようとする特定受贈者又は同法第七十条の三第一項の規定の適用を受けようとする特定受贈者から証明の申請を受けた建築士、建築基準法第七十七条の二十一第一項に規定する指定確認検査機関、住宅の品質確保の促進等に関する法律第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関又は特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第十七条第一項に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人が当該申請に係る工事が相続税法の施行地で行われるもので租税特別措置法施行令第四十条の四の二第五項第七号又は第四十条の五第四項第七号に規定する工事に該当する旨を別表の書式により証明する書類及び平成二十七年国土交通省告示第四百八十二号に掲げる国土交通大臣が財務大臣と協議して定める保証保険契約が締結されていることを証する書類
- 三 租税特別措置法施行規則第二十三条の五の二第五項第一号チ又は第二十三条の六第五項第一号チに掲げる工事 租税特別措置法第七十条の二第一項の規定の適用を受けようとする特定受贈者又は同法第七十条の三第一項の規定の適用を受けようとする特定受贈者から証明の申請を受けた建築基準法第七十七条の二十一第一項に規定する指定確認検査機関、住宅の品質確保の促進等に関する法律第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関又は特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第十七条第一項に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人が当該申請に係る工事が相続税法の施行地で行われるもので租税特別措置法施行令第四十条の四の二第五項第八号又は第四十条の五第四項第八号に規定する工事に該当する旨を別表の書式により証明する書類

(平二六国交告四五六・平二七国交告四八八・令三三国交告三〇一・一部改正)

附 則 (平成二六年三月三十一日国土交通省告示第四五六号)

この告示は、平成二六年四月一日から施行する。

附 則 (平成二七年三月三十一日国土交通省告示第四八八号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。

耐震リフォーム

バリアフリー
リフォーム

省エネルギー
リフォーム

同居対応
リフォーム

長期優良住宅化
リフォーム

住宅ローン減税

贈与税の
非課税措置

既存住宅の取得

登録免許税の
特例措置

不動産取得税の
軽減措置

贈与税の非課税措置

(経過措置)

- 2 平成二十七年国土交通省告示第四百八十六号附則第四項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの告示による改正前の平成二十四年国土交通省告示第三百九十一号別表の増改築等工事証明書（平成二十七年国土交通省告示第四百八十六号による改正前の平成二十四年国土交通省告示第三百八十九号第二号イに掲げる基準に適合させるための修繕又は模様替とされたものに限る。）は、なお従前の例によることができる。

附 則（平成二八年三月三十一日国土交通省告示第五九七号）

(施行期日)

- 1 この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成二十八年国土交通省告示第五百九十五号附則第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの告示による改正前の平成二十四年国土交通省告示第三百九十一号別表の増改築等工事証明書は、なお従前の例によることができる。

附 則（平成二九年三月三十一日国土交通省告示第二九六号）

- 1 この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

- 2 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第七十条の二第二項第一号に規定する特定受贈者が居住の用に供している住宅用の家屋について同項第四号に規定する増改築等をした場合において、平成二十九年四月一日前に同条第一項第三号に定めるところにより増改築等をした当該住宅用の家屋を当該特定受贈者の居住の用に供したとき、又は増改築等をした当該住宅用家屋を同日後遅滞なく当該特定受贈者の居住の用に供することが確実であると見込まれるときについては、なお従前の例による。

附 則（平成三一年三月二九日国土交通省告示第四七七号）

- 1 この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。

- 2 租税特別措置法施行規則第二十三条の五の二第五項第一号イからチまで及び第二十三条の六第五項第一号イからチまでに規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類については、この告示による改正後の別表の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

附 則（令和元年六月二八日国土交通省告示第二一三号）

この告示は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附 則（令和三年三月三十一日国土交通省告示第三〇一号）

この告示は、令和三年四月一日から施行する。

別表

増改築等工事証明書
(住宅取得等資金の贈与の特例用)

証明申請者		住 所								
		氏 名								
家屋番号及び所在地										
木造又は非木造の別										
工事の種別及び内容	工事の種別	第1号工事	1 増築 2 改築 3 大規模の修繕 4 大規模の模様替							
		第2号工事 (第1号工事以外)	1 床の過半の修繕又は模様替 2 階段の過半の修繕又は模様替 3 間仕切壁の過半の修繕又は模様替 4 壁の過半の修繕又は模様替							
		第3号工事 (第1・2号工事以外)	次のいずれかの一室の床又は壁の全部の修繕又は模様替 1 居室 2 調理室 3 浴室 4 便所 5 洗面所 6 納戸 7 玄関 8 廊下							
		第4号工事 (第1～3号工事以外)	次の規定又は基準に適合させるための修繕又は模様替 1 建築基準法施行令第3章及び第5章の4の規定 2 地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準							
		第5号工事 (第1～4号工事以外)	高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための次のいずれかに該当する修繕又は模様替 1 通路又は出入口の拡幅 2 階段の勾配の緩和 3 浴室の改良 4 便所の改良 5 手すりの取付 6 床の段差の解消 7 出入口の戸の改良 8 床材の取替							
		第6号工事 (第1～5号工事以外)	エネルギーの使用の合理化に資する修繕又は模様替 1 窓の断熱性を高める工事 上記1と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 2 天井等の断熱性を高める工事 3 壁の断熱性を高める工事 4 床等の断熱性を高める工事							
				地域区分	1 1地域 5 5地域	2 2地域 6 6地域	3 3地域 7 7地域	4 4地域 8 8地域		
		第7号工事 (第1～6号工事以外)	1 給水管に係る修繕又は模様替 2 排水管に係る修繕又は模様替 3 雨水の浸入を防止する部分に係る修繕又は模様替							
第8号工事 (第1～7号工事以外)	次の基準に適合させるための修繕又は模様替 1 評価方法基準第5の5の5-1(4)の等級4の基準に適合していること 2 評価方法基準第5の5の5-2(4)の等級4又は等級5の基準に適合していること 3 評価方法基準第5の1の1-1(4)の等級2又は等級3の基準に適合していること 4 評価方法基準第5の1の1-3(4)の免震建築物の基準に適合していること 5 評価方法基準第5の9の9-1(4)の等級3、等級4又は等級5の基準に適合していること									

	工事の内容	
--	-------	--

(注) 第8号工事については、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関又は住宅瑕疵担保責任保険法人に限って証明できるものとする。

上記の工事が租税特別措置法施行令

- (イ) 第40条の4の2第5項第1号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第2号に規定する修繕若しくは模様替、同項第3号に規定する修繕若しくは模様替、同項第4号に規定する修繕若しくは模様替、同項第5号に規定する修繕若しくは模様替、同項第6号に規定する修繕若しくは模様替、同項第7号に規定する修繕若しくは模様替又は同項第8号に規定する修繕若しくは模様替
- (ロ) 第40条の5第4項第1号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第2号に規定する修繕若しくは模様替、同項第3号に規定する修繕若しくは模様替、同項第4号に規定する修繕若しくは模様替、同項第5号に規定する修繕若しくは模様替、同項第6号に規定する修繕若しくは模様替、同項第7号に規定する修繕若しくは模様替又は同項第8号に規定する修繕若しくは模様替

に該当することを証明します。

年 月 日

証明を行った建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関又は住宅瑕疵担保責任保険法人	氏名又は名称	印		
	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登録番号		
		登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)		
	指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関又は住宅瑕疵担保責任保険法人の場合	住所		
		指定・登録年月日		
		指定・登録番号(指定確認検査機関又は登録住宅性能評価機関の場合)		
建築士が証明を行った場合の当該建築士の属する建築士事務所	名称			
	所在地			
	一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別			
	登録年月日及び登録番号			

指定確認検査機関が証明を行った場合の調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者	氏 名			
	建築士の場合	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別		登 録 番 号
			登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)	
	建築基準適合判定資格者の場合			登 録 番 号
登録を受けた地方整備局等名				
登録住宅性能評価機関が証明を行った場合の調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者	氏 名			
	建築士の場合	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別		登 録 番 号
			登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)	
	建築基準適合判定資格者検定合格者の場合		合格通知日付又は合格証書日付	
合格通知番号又は合格証書番号				
住宅瑕疵担保責任保険法人が証明を行った場合の調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者	氏 名			
	建築士の場合	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別		登 録 番 号
			登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)	
	建築基準適合判定資格者検定合格者の場合		合格通知日付又は合格証書日付	
合格通知番号又は合格証書番号				

(用紙 日本産業規格 A4)

備考

- 1 「証明申請者」の「住所」及び「氏名」の欄には、この証明書の交付を受けようとする者の住所及び氏名をこの証明書を作成する日の現況により記載すること。
- 2 「家屋番号及び所在地」の欄には、当該工事を行った家屋の建物登記簿に記載された家屋番号及び所在地を記載すること。
- 3 「木造又は非木造の別」の欄には、当該工事を行った家屋が木造住宅である場合には「木造」と、木造住宅以外の住宅である場合には「非木造」と記載すること。
- 4 「工事の種別及び内容」の欄には、この証明書により証明をする工事について、次により記載すること。
 - (1) 「工事の種別及び内容」の「工事の種別」の欄には、以下により記載するものとする。
 - ① 「第1号工事」の欄には、当該工事が租税特別措置法施行令（以下「施行令」という。）第40条の4の2第5項第1号又は第40条の5第4項第1号に規定する増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替のいずれに該当するかに応じ該当する番号を○で囲むものとする。
 - ② 「第2号工事」の欄には、当該工事が施行令第40条の4の2第5項第2号又は第40条の5第4項第2号に規定する修繕又は模様替であって次に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当する番号を○で囲むものとする。
 - イ 床の過半の修繕又は模様替 床（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第5号に規定する主要構造部（以下「主要構造部」という。）である床及び最下階の床をいう。）の過半について行うもの
 - ロ 階段の過半の修繕又は模様替 主要構造部である階段の過半について行うもの
 - ハ 間仕切壁の過半の修繕又は模様替 間仕切壁（主要構造部である間仕切壁及び建築物

の構造上重要でない間仕切壁をいう。)の室内に面する部分の過半について行うもの(その間仕切壁の一部について位置の変更を伴うものに限る。)

二 壁の過半の修繕又は模様替 主要構造部である壁の室内に面する部分の過半について行うもの(当該修繕又は模様替に係る壁の過半について遮音又は熱の損失の防止のための性能を向上させるものに限る。)

- ③ 「第3号工事」の欄には、当該工事が施行令第40条の4の2第5項第3号又は第40条の5第4項第3号に規定する修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当する番号を○で囲むものとする。
 - ④ 「第4号工事」の欄には、当該工事が施行令第40条の4の2第5項第4号又は第40条の5第4項第4号に規定する修繕又は模様替であって当該欄に掲げる規定又は基準のいずれに適合するかに応じ相当する番号を○で囲むものとする。
 - ⑤ 「第5号工事」の欄には、当該工事が施行令第40条の4の2第5項第5号又は第40条の5第4項第5号に規定する修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ相当する番号を○で囲むものとする。
 - ⑥ 「第6号工事」の欄には、当該工事が施行令第40条の4の2第5項第6号又は第40条の5第4項第6号に規定する修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当する番号(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項等(平成28年国土交通省告示第265号。以下「算出方法告示」という。)別表第10に掲げる地域の区分における8地域において窓の日射遮蔽性を高める工事を行った場合は、番号1)を○で囲むものとする。また、同欄中、「地域区分」の欄には算出方法告示別表第10に掲げる地域の区分のいずれに該当するかに応じ該当する番号を○で囲むものとする。
 - ⑦ 「第7号工事」の欄には、当該工事が施行令第40条の4の2第5項第7号又は第40条の5第4項第7号に規定する修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ相当する番号を○で囲むものとする。
 - ⑧ 「第8号工事」の欄には、当該工事が施行令第40条の4の2第5項第8号又は第40条の5第4項第8号に規定する修繕又は模様替であって当該欄に掲げる基準のいずれに適合するかに応じ相当する番号を○で囲むものとする。
- (2) 「工事の種別及び内容」の「工事の内容」の欄には、当該工事が施行令第40条の4の2第5項第1号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第2号に規定する修繕若しくは模様替、同項第3号に規定する修繕若しくは模様替、同項第4号に規定する修繕若しくは模様替、同項第5号に規定する修繕若しくは模様替、同項第6号に規定する修繕若しくは模様替、同項第7号に規定する修繕若しくは模様替若しくは同項第8号に規定する修繕若しくは模様替又は施行令第40条の5第4項第1号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第2号に規定する修繕若しくは模様替、同項第3号に規定する修繕若しくは模様替、同項第4号に規定する修繕若しくは模様替、同項第5号に規定する修繕若しくは模様替、同項第6号に規定する修繕若しくは模様替、同項第7号に規定する修繕若しくは模様替若しくは同項第8号に規定する修繕若しくは模様替に該当することを明らかにする工事の具体的内容を記載するものとする。
- 5 { } の中には、(イ)又は(ロ)のいずれに該当するかに応じ相当する記号を○で囲むものとする。
- 6 「証明を行った建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関又は住宅瑕疵担保責任保険法人」の欄には、当該工事が施行令第40条の4の2第5項第1号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第2号に規定する修繕若しくは模様替、同項第3号に規定する修繕若しくは模様替、同項第4号に規定する修繕若しくは模様替、同項第5号に規定する修繕若しくは模様替、同項第6号に規定する修繕若しくは模様替、同項第7号に規定

する修繕若しくは模様替若しくは同項第 8 号に規定する修繕若しくは模様替又は施行令第 40 条の 5 第 4 項第 1 号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第 2 号に規定する修繕若しくは模様替、同項第 3 号に規定する修繕若しくは模様替、同項第 4 号に規定する修繕若しくは模様替、同項第 5 号に規定する修繕若しくは模様替、同項第 6 号に規定する修繕若しくは模様替、同項第 7 号に規定する修繕若しくは模様替若しくは同項第 8 号に規定する修繕若しくは模様替であることにつき証明を行った建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関又は住宅瑕疵担保責任保険法人について、次により記載すること。

- (1) 「氏名又は名称」の欄には、建築士が証明した場合には建築士法第 5 条の 2 の規定により届出を行った氏名を、指定確認検査機関が証明した場合には建築基準法第 77 条の 18 第 1 項の規定により指定を受けた名称（指定を受けた後に同法第 77 条の 21 第 2 項の規定により変更の届出を行った場合は、当該変更の届出を行った名称）を、登録住宅性能評価機関が証明した場合には住宅の品質確保の促進等に関する法律第 7 条第 1 項の規定により登録を受けた名称（登録を受けた後に同法第 10 条第 2 項の規定により変更の届出を行った場合は、当該変更の届出を行った名称）を、住宅瑕疵担保責任保険法人が証明した場合には特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第 17 条第 1 項の規定により指定を受けた名称（指定を受けた後に同法第 18 条第 2 項の規定により変更の届出を行った場合は、当該変更の届出を行った名称）を記載するものとする。
 - (2) 「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、証明を行った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載するものとする。なお、一級建築士、二級建築士又は木造建築士が証明することのできる家屋は、それぞれ建築士法第 3 条から第 3 条の 3 までに規定する建築物に該当するものとする。
 - (3) 「登録番号」の欄には、証明を行った建築士について建築士法第 5 条の 2 の規定による届出に係る登録番号を記載するものとする。
 - (4) 「登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）」の欄には、証明を行った建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、建築士法第 5 条第 1 項の規定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。
 - (5) 「指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関又は住宅瑕疵担保責任保険法人の場合」の「住所」、「指定・登録年月日」、「指定・登録番号（指定確認検査機関又は登録住宅性能評価機関の場合）」及び「指定をした者（指定確認検査機関の場合）」の欄には、指定確認検査機関が証明した場合には建築基準法第 77 条の 18 第 1 項の規定により指定を受けた住所（指定を受けた後に同法第 77 条の 21 第 2 項の規定により変更の届出を行った場合は、当該変更の届出を行った住所）、指定を受けた年月日、指定番号及び指定をした者を、登録住宅性能評価機関が証明した場合には住宅の品質確保の促進等に関する法律第 7 条第 1 項の規定により登録を受けた住所（登録を受けた後に同法第 10 条第 2 項の規定により変更の届出を行った場合は、当該変更の届出を行った住所）、登録を受けた年月日及び登録番号を、住宅瑕疵担保責任保険法人が証明した場合には特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第 17 条第 1 項の規定により指定を受けた住所（指定を受けた後に同法第 18 条第 2 項の規定により変更の届出を行った場合は、当該変更の届出を行った住所）及び指定を受けた年月日を記載するものとする。
- 7 「建築士が証明を行った場合の当該建築士の属する建築士事務所」の「名称」、「所在地」、「一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別」及び「登録年月日及び登録番号」の欄には、建築士法第 23 条の 3 第 1 項に規定する登録簿に記載された建築士事務所の名称及び所在地、一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別並びに登録年月日及び登録番号を記載すること。
- 8 「指定確認検査機関が証明を行った場合の調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者」の欄には、当該家屋が施行令第 40 条の 4 の 2 第 5 項第 1 号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第 2 号に規定する修繕若しくは模様替、同項第 3 号に規定する

修繕若しくは模様替、同項第4号に規定する修繕若しくは模様替、同項第5号に規定する修繕若しくは模様替、同項第6号に規定する修繕若しくは模様替、同項第7号に規定する修繕若しくは模様替若しくは同項第8号に規定する修繕若しくは模様替又は施行令第40条の5第4項第1号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第2号に規定する修繕若しくは模様替、同項第3号に規定する修繕若しくは模様替、同項第4号に規定する修繕若しくは模様替、同項第5号に規定する修繕若しくは模様替、同項第6号に規定する修繕若しくは模様替、同項第7号に規定する修繕若しくは模様替若しくは同項第8号に規定する修繕若しくは模様替であることにつき調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者について、次により記載すること。

- (1) 「氏名」の欄には、建築士である場合には建築士法第5条の2の規定により届出を行った氏名を、建築基準適合判定資格者である場合には、建築基準法第77条の58又は77条の60の規定により通知を受けた氏名を記載するものとする。
 - (2) 「建築士の場合」の「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、調査を行った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載するものとする。なお、一級建築士、二級建築士又は木造建築士が調査することのできる家屋は、それぞれ建築士法第3条から第3条の3までに規定する建築物に該当するものとする。
 - (3) 「建築士の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）」の欄には、建築士法第5条の2の規定により届出を行った登録番号及び当該建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、同法第5条第1項の規定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。
 - (4) 「建築基準適合判定資格者の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた地方整備局等名」の欄には、建築基準法第77条の58又は第77条の60の規定により登録を受けた登録番号及び地方整備局等の名称を記載するものとする。
- 9 「登録住宅性能評価機関が証明を行った場合の調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者」の欄には、当該家屋が施行令第40条の4の2第5項第1号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第2号に規定する修繕若しくは模様替、同項第3号に規定する修繕若しくは模様替、同項第4号に規定する修繕若しくは模様替、同項第5号に規定する修繕若しくは模様替、同項第6号に規定する修繕若しくは模様替、同項第7号に規定する修繕若しくは模様替若しくは同項第8号に規定する修繕若しくは模様替又は施行令第40条の5第4項第1号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第2号に規定する修繕若しくは模様替、同項第3号に規定する修繕若しくは模様替、同項第4号に規定する修繕若しくは模様替、同項第5号に規定する修繕若しくは模様替、同項第6号に規定する修繕若しくは模様替、同項第7号に規定する修繕若しくは模様替若しくは同項第8号に規定する修繕若しくは模様替であることにつき調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者について、次により記載すること。
- (1) 「氏名」の欄には、建築士である場合には建築士法第5条の2の規定により届出を行った氏名を、建築基準適合判定資格者検定合格者である場合には、建築基準法施行令第6条の規定により通知を受けた氏名を記載するものとする。
 - (2) 「建築士の場合」の「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、調査を行った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載するものとする。なお、一級建築士、二級建築士又は木造建築士が調査することのできる家屋は、それぞれ建築士法第3条から第3条の3までに規定する建築物に該当するものとする。
 - (3) 「建築士の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）」の欄には、建築士法第5条の2の規定により届出を行った登録番号及び当該建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、同法第5条第1項の規定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。

- (4) 「建築基準適合判定資格者検定合格者の場合」の「合格通知日付又は合格証書日付」及び「合格通知番号又は合格証書番号」の欄には、建築基準法施行令第6条の規定により通知を受けた日付及び合格通知番号（建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）附則第2条第2項の規定により建築基準適合判定資格者検定に合格したとみなされた者については、合格証書日付及び合格証書番号）を記載するものとする。
- 10 「住宅瑕疵担保責任保険法人が証明を行った場合の調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者」の欄には、当該家屋が施行令第40条の4の2第5項第1号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第2号に規定する修繕若しくは模様替、同項第3号に規定する修繕若しくは模様替、同項第4号に規定する修繕若しくは模様替、同項第5号に規定する修繕若しくは模様替、同項第6号に規定する修繕若しくは模様替、同項第7号に規定する修繕若しくは模様替若しくは同項第8号に規定する修繕若しくは模様替又は施行令第40条の5第4項第1号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第2号に規定する修繕若しくは模様替、同項第3号に規定する修繕若しくは模様替、同項第4号に規定する修繕若しくは模様替、同項第5号に規定する修繕若しくは模様替、同項第6号に規定する修繕若しくは模様替、同項第7号に規定する修繕若しくは模様替若しくは同項第8号に規定する修繕若しくは模様替であることにつき調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者について、次により記載すること。
- (1) 「氏名」の欄には、建築士である場合には建築士法第5条の2の規定により届出を行った氏名を、建築基準適合判定資格者検定合格者である場合には、建築基準法施行令第6条の規定により通知を受けた氏名を記載するものとする。
- (2) 「建築士の場合」の「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、調査を行った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載するものとする。なお、一級建築士、二級建築士又は木造建築士が調査することのできる家屋は、それぞれ建築士法第3条から第3条の3までに規定する建築物に該当するものとする。
- (3) 「建築士の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）」の欄には、建築士法第5条の2の規定により届出を行った登録番号及び当該建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、同法第5条第1項の規定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。
- (4) 「建築基準適合判定資格者検定合格者の場合」の「合格通知日付又は合格証書日付」及び「合格通知番号又は合格証書番号」の欄には、建築基準法施行令第6条の規定により通知を受けた日付及び合格通知番号（建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）附則第2条第2項の規定により建築基準適合判定資格者検定に合格したとみなされた者については、合格証書日付及び合格証書番号）を記載するものとする。

平成27年 国土交通省告示第482号
(最終改正…令和3年 国土交通省告示第311号)

贈与税の非課税措置

贈与税

○平成二十七年国土交通省告示第四百八十二号（租税特別措置法施行令第四十条の四の二第五項第七号及び第四十条の五第四項第七号の規定に基づく国土交通大臣が財務大臣と協議して定める保証保険契約）

(平成二十七年三月三十一日)

(国土交通省告示第四百八十二号)

改正 令和 二年 三月三十一日国土交通省告示第四八五号

同 三年 三月三十一日同 第三一一号

租税特別措置法施行令（昭和三十三年政令第四十三号）第四十条の四の二第四項第七号及び第四十条の五第四項第七号の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める保証保険契約を次のように定めたので告示する。

租税特別措置法施行令第四十条の四の二第五項第七号及び第四十条の五第四項第七号に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める保証保険契約は、次の一及び二に掲げる要件に適合するリフォーム工事瑕疵担保責任保険契約とする。

- 一 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）第十九条第二号の規定に基づき、同法第十七条第一項の規定による指定を受けた同項に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人が引受けを行うものであること。
- 二 租税特別措置法（昭和三十三年法律第二十六号）第七十条の二第二項第四号及び第七十条の三第三項第四号に規定する増改築等（租税特別措置法施行令第四十条の四の二第五項第七号及び第四十条の五第四項第七号に規定する修繕又は模様替に限る。）をした居住の用に供する家屋の給水管若しくは排水管に瑕疵（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第二条第五項に規定する瑕疵をいう。以下同じ。）（通常有すべき性能又は機能に影響のないものを除く。）がある場合又は雨水の浸入を防止する部分（住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成十二年政令第六十四号）第五条第二項に規定する雨水の浸入を防止する部分をいう。）に瑕疵（雨水の浸入に影響のないものを除く。）がある場合において、リフォーム工事瑕疵担保責任（当該増改築等の請負契約において、当該工事の請負人が負うこととされている民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百十五条、第五百四十一条及び第五百四十二条並びに同法第五百五十九条において準用する同法第五百六十二条及び第五百六十三条に規定する担保の責任をいう。）を履行することによって生じた当該工事の請負人の損害を填補するものであること。

附 則

この告示の規定は、特定受贈者（租税特別措置法第七十条の二第二項第一号又は第七十条の三第三項第一号に規定する特定受贈者をいう。）が平成二十七年一月一日以後に同法第七十条の二第二項第五号又は第七十条の三第三項第五号に規定する住宅取得等資金を贈与（贈与した者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。）により取得した場合について適用する。

附 則 （令和二年三月三十一日国土交通省告示第四八五号）

この告示は、民法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十四号）の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。

附 則 （令和三年三月三十一日国土交通省告示第三一一号）

この告示は、令和三年四月一日から施行する。

東日本大震災の被災者の方用

平成24年 国土交通省告示第392号
(最終改正…令和3年 国土交通省告示第302号)

贈与税の非課税措置

贈与税

○平成二十四年国土交通省告示第三百九十二号（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第二十九条の二第八項の規定に基づくエネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅用の家屋又は大規模な地震に対する安全性を有する住宅用の家屋として国土交通大臣が財務大臣と協議して定める基準）

(平成二十四年三月三十一日)

(国土交通省告示第三百九十二号)

改正 平成二六年 三月三十一日国土交通省告示第四五七号

同 二七年 三月三十一日同 第四八九号

同 二八年 三月三十一日同 第五九八号

令和 三年 三月三十一日同 第三〇二号

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成二十三年政令第百十二号）第二十九条の二第六項の規定に基づき、エネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅用の家屋又は大規模な地震に対する安全性を有する住宅用の家屋として国土交通大臣が財務大臣と協議して定める基準を次のように定めたので告示する。

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第二十九条の二第八項に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める基準は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第三十八条の二第一項の規定の適用を受けようとする被災受贈者（同法第三十八条の二第二項第一号に規定する被災受贈者をいう。以下同じ。）が住宅用の家屋の新築をし、又は建築後使用されたことのない住宅用の家屋の取得をする場合 次に掲げるいずれかの基準
 - イ 評価方法基準（平成十三年国土交通省告示第千三百四十七号）第5の5の5—1（3）の等級4の基準又は評価方法基準第5の5の5—2（3）の等級4若しくは等級5の基準に適合していること。
 - ロ 評価方法基準第5の1の1—1（3）の等級2若しくは等級3の基準又は評価方法基準第5の1の1—3（3）の免震建築物の基準に適合していること。
 - ハ 評価方法基準第5の9の9—1（3）の等級3、等級4又は等級5の基準に適合していること。
- 二 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十八条の二第一項の規定の適用を受けようとする被災受贈者が建築後使用されたことのある住宅用の家屋の取得をする場合 次に掲げるいずれかの基準
 - イ 評価方法基準第5の5の5—1（4）の等級4の基準又は評価方法基準第5の5の5—2（4）の等級4若しくは等級5の基準に適合していること。
 - ロ 評価方法基準第5の1の1—1（4）の等級2若しくは等級3の基準又は評価方法基準第5の1の1—3（4）の免震建築物の基準に適合していること。
 - ハ 評価方法基準第5の9の9—1（4）の等級3、等級4又は等級5の基準に適合していること。
- 三 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十八条の二第一項の規定の適用を受けようとする被災受贈者が住宅用の家屋について同条第二項第四号に規定する増改築等をする場合 前号イ、ロ又はハに掲げる基準

附 則

この告示の規定は、被災受贈者が平成二十四年一月一日以後に東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十八条の二第二項第五号に規定する住宅取得等資金を贈与（贈与した者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。）により取得した場合について適用する。

附 則（平成二六年三月三十一日国土交通省告示第四五七号）

この告示は、平成二六年四月一日から施行する。

附 則（平成二七年三月三十一日国土交通省告示第四八九号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成二七年四月一日から施行する。
（経過措置）
- 2 この告示による改正後の平成二十四年国土交通省告示第三百九十二号の規定（第一号イ及び第二号イを除く。）は、被災受贈者（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第三十八条の二第二項第一号に規定する被災受贈者をいう。次項において同じ。）が平成二十七年一月一日以後に住宅取得等資金（同項第五号に規定する住宅取得等資金をいう。次項において同じ。）を贈与（贈与した者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。次項において同じ。）により取得した場合について適用する。
- 3 この告示による改正後の平成二十四年国土交通省告示第三百九十二号の規定（第一号イ及び第二号イに限る。）は、被災受贈者が平成二十七年一月一日以後に住宅取得等資金を贈与により取得した場合であって、かつ、平成二十七年四月一日以後に平成二十四年国土交通省告示第三百九十三号別表の住宅性能証明書若しくは住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号）第三条第一項に規定する設計住宅性能評価又は平成二十四年国土交通省告示第三百九十四号別表の増改築等工事証明書の申請があった場合について適用する。
- 4 この告示の施行前に平成二十四年国土交通省告示第三百九十三号別表の住宅性能証明書若しくは住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則第三条第一項に規定する設計住宅性能評価又は平成二十四年国土交通省告示第三百九十四号別表の増改築等工事証明書の申請があった場合におけるこの告示による改正前の平成二十四年国土交通省告示第三百九十二号（第一号イ又は第二号イに掲げる基準に係るものに限る。）の適用については、なお従前の例によることができる。

附 則（平成二八年三月三十一日国土交通省告示第五九八号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成二八年四月一日から施行する。
（経過措置）
- 2 この告示による改正後の平成二十四年国土交通省告示第三百九十二号の規定は、被災受贈者（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第三十八条の二第二項第一号に規定する被災受贈者をいう。）が平成二八年一月一日以後に住宅取得等資金（同項第五号に規定する住宅取得等資金をいう。）を贈与（贈与した者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。）により取得した場合であって、かつ、平成二八年四月一日以後に平成二十四年国土交通省告示第三百九十三号別表の住宅性能証明書若しくは住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号）第五条第一項に規定する建設住宅性能評価又は平成二十四年国土交通省告示第三百九十四号別表の増改築等工

事証明書の申請があった場合について適用する。

3 この告示の施行前に平成二十四年国土交通省告示第三百九十三号別表の住宅性能証明書又は平成二十四年国土交通省告示第三百九十四号別表の増改築等工事証明書の申請があった場合におけるこの告示による改正前の平成二十四年国土交通省告示第三百九十二号の適用については、なお従前の例によることができる。

附 則（令和三年三月三十一日国土交通省告示第三〇二号）

この告示は、令和三年四月一日から施行する。

平成24年 国土交通省告示第393号
(最終改正…令和3年 国土交通省告示第303号)

贈与税の非課税措置

贈与税

○平成二十四年国土交通省告示第三百九十三号（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則第十四条の二第七項第一号の規定に基づく国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類）

（平成二十四年三月三十一日）

（国土交通省告示第三百九十三号）

改正	平成二六年	三月三十一日	国土交通省告示第四五八号
	同 二七年	三月三十一日	同 第四九〇号
	同 二八年	三月三十一日	同 第五九九号
	同 三一年	三月二九日	同 第四七八号
	令和 元年	六月二八日	同 第二一四号
	同 三年	三月三十一日	同 第三〇三号

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則（平成二十三年財務省令第二十号）第十四条の二第七項第一号の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類を次のように定めたので告示する。

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則第十四条の二第七項第一号に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類は、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第三十八条の二第一項の規定の適用を受けようとする被災受贈者（同法第三十八条の二第二項第一号に規定する被災受贈者をいう。以下同じ。）が新築若しくは取得をした住宅用の家屋又は増改築等（同法第三十八条の二第二項第四号に規定する増改築等をいう。第三号において同じ。）をした住宅用の家屋が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成二十三年政令第百十二号）第二十九条の二第八項に規定するエネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅用の家屋、大規模な地震に対する安全性を有する住宅用の家屋又は高齢者等が自立した日常生活を営むのに特に必要な構造及び設備の基準に適合する住宅用の家屋として国土交通大臣が財務大臣と協議して定める基準に適合するものである旨を建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第七十七条の二十一第一項に規定する指定確認検査機関、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関又は特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）第十七条第一項に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人が別表の書式により証する書類（被災受贈者が建築後使用されたことのある住宅用の家屋の取得をする場合にあっては、当該家屋の取得の日前二年以内又は取得の日以降に当該証明のための家屋の調査が終了したものに限る。）又は次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十八条の二第一項の規定の適用を受けようとする被災受贈者が住宅用の家屋の新築をし、又は建築後使用されたことのない住宅用の家屋の取得をする場合 次に掲げるいずれかの書類
- イ 当該住宅用の家屋について交付された住宅の品質確保の促進等に関する法律第六条第三項に規定する建設住宅性能評価書（以下「建設住宅性能評価書」という。）の写し（日本住宅性能表示基準（平成十三年国土交通省告示第千三百四十六号）別表1の5—1 断熱等性能等級に係る評価が等級4、若しくは同表の5—2 一次エネルギー消費量等級に係る評価が等級4若しくは等級5、同表の1—1 耐震等級（構造躯体（（））体の倒壊等防止）に係る評価が等級2若しくは等級3、若しくは同表の1—3 その他（地震に対する構造躯体（（））体の倒壊等防止及び損傷防止）に係る評価が免震建築物又は同表の9—1 高齢者等配慮対策等級（専用部分）に係る評価が等級3、等級4若しくは等級5であるものに限る。）
- ロ 租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第十八条の二十一第十二項第一号及び第二号又は同条第十三項第一号及び第二号に規定する書類
- 二 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十八条の二第一項の規定の適用を受けようとする

る被災受贈者が建築後使用されたことのある住宅用の家屋の取得をする場合 当該住宅用の家屋について交付された建設住宅性能評価書の写し（当該家屋の取得の日前二年以内又は取得の日以降に評価されたもので、日本住宅性能表示基準別表 2—1 の 5—1 断熱等性能等級に係る評価が等級 4、若しくは同表の 5—2 一次エネルギー消費量等級に係る評価が等級 4 若しくは等級 5、同表の 1—1 耐震等級（構造躯体（（）体の倒壊等防止）に係る評価が等級 2 若しくは等級 3、若しくは同表の 1—3 その他（地震に対する構造躯体（（）体の倒壊等防止及び損傷防止）に係る評価が免震建築物又は同表の 9—1 高齢者等配慮対策等級（専用部分）に係る評価が等級 3、等級 4 若しくは等級 5 であるものに限る。）

- 三 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十八条の二第一項の規定の適用を受けようとする被災受贈者が住宅用の家屋について増改築等をする場合 当該増改築等をした家屋について交付された建設住宅性能評価書の写し（日本住宅性能表示基準別表 2—1 の 5—1 断熱等性能等級に係る評価が等級 4、若しくは同表の 5—2 一次エネルギー消費量等級に係る評価が等級 4 若しくは等級 5、同表の 1—1 耐震等級（構造躯体（（）体の倒壊等防止）に係る評価が等級 2 若しくは等級 3、若しくは同表の 1—3 その他（地震に対する構造躯体（（）体の倒壊等防止及び損傷防止）に係る評価が免震建築物又は同表の 9—1 高齢者等配慮対策等級（専用部分）に係る評価が等級 3、等級 4 若しくは等級 5 であるものに限る。）
- （平二六国交告四五八・平二七国交告四九〇・平二八国交告五九九・令三国交告三〇三・一部改正）

附 則 （平成二六年三月三十一日国土交通省告示第四五八号）

この告示は、平成二六年四月一日から施行する。

附 則 （平成二七年三月三十一日国土交通省告示第四九〇号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成二七年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成二七年国土交通省告示第四百八十九号附則第四項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの告示による改正前の平成二十四年国土交通省告示第三百九十三号別表の住宅性能証明書（平成二七年国土交通省告示第四百八十九号による改正前の平成二十四年国土交通省告示第三百九十二号第一号イ又は第二号イに掲げる基準に適合する住宅用の家屋とされたものに限る。）及び建設住宅性能評価書の写し（平成二六年消費者庁・国土交通省告示第一号第二条の規定による改正前の日本住宅性能表示基準別表 1 の 5—1 省エネルギー対策等級に係る評価が等級 4 であるものに限る。）は、なお従前の例によることができる。

附 則 （平成二八年三月三十一日国土交通省告示第五九九号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成二八年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 平成二八年国土交通省告示第五百九十八号附則第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの告示による改正前の平成二十四年国土交通省告示第三百九十三号別表の住宅性能証明書は、なお従前の例によることができる。

附 則 （平成三一年三月二十九日国土交通省告示第四七八号）

- 1 この告示は、平成三一年四月一日から施行する。

- 2 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則第十四条の二第七項第一号に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類については、この告示による改正後の別表の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

附 則 （令和元年六月二十八日国土交通省告示第二一四号）

この告示は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附 則 （令和三年三月三十一日国土交通省告示第三〇三号）

この告示は、令和三年四月一日から施行する。

住宅性能証明書

(東日本大震災の被災者が直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の特例用)

証明申請者	住 所	
	氏 名	
家屋番号及び所在地		
住宅性能	住宅用の家屋の新築をし、又は建築後使用されたことのない住宅用の家屋の取得をする場合	次のいずれかの基準に適合する住宅用の家屋 1. 評価方法基準第5の5の5-1(3)の等級4の基準に適合する住宅用の家屋 2. 評価方法基準第5の5の5-2(3)の等級4又は等級5の基準に適合する住宅用の家屋 3. 評価方法基準第5の1の1-1(3)の等級2又は等級3の基準に適合する住宅用の家屋 4. 評価方法基準第5の1の1-3(3)の免震建築物の基準に適合する住宅用の家屋 5. 評価方法基準第5の9の9-1(3)の等級3、等級4又は等級5の基準に適合する住宅用の家屋
	建築後使用されたことのある住宅用の家屋の取得をする場合	次のいずれかの基準に適合する住宅用の家屋 1. 評価方法基準第5の5の5-1(4)の等級4の基準に適合する住宅用の家屋 2. 評価方法基準第5の5の5-2(4)の等級4又は等級5の基準に適合する住宅用の家屋 3. 評価方法基準第5の1の1-1(4)の等級2又は等級3の基準に適合する住宅用の家屋 4. 評価方法基準第5の1の1-3(4)の免震建築物の基準に適合する住宅用の家屋 5. 評価方法基準第5の9の9-1(4)の等級3、等級4又は等級5の基準に適合する住宅用の家屋
	住宅用の家屋について増改築等をする場合	次のいずれかの基準に適合する増改築等をした後の住宅用の家屋 1. 評価方法基準第5の5の5-1(4)の等級4の基準に適合する住宅用の家屋 2. 評価方法基準第5の5の5-2(4)の等級4又は等級5の基準に適合する住宅用の家屋 3. 評価方法基準第5の1の1-1(4)の等級2又は等級3の基準に適合する住宅用の家屋 4. 評価方法基準第5の1の1-3(4)の免震建築物の基準に適合する住宅用の家屋 5. 評価方法基準第5の9の9-1(4)の等級3、等級4又は等級5の基準に適合する住宅用の家屋

上記の住宅用の家屋が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第29条の2第8項に規定するエネルギーの使用の合理化に著しく資する住宅用の家屋、大規模な地震に対する安全性を有する住宅用の家屋又は高齢者等が自立した日常生活を営むのに特に必要な構造及び設備を有する住宅用の家屋として国土交通大臣が財務大臣と協議して定める基準に適合することを証明します。

証明を行った指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関又は住宅瑕疵担保責任保険法人	名 称		印	
	住 所			
	指定・登録年月日			
	指定・登録番号（指定確認検査機関又は登録住宅性能評価機関の場合）			
	指定をした者（指定確認検査機関の場合）			
指定確認検査機関が証明を行った場合の調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者	氏 名			
	建 築 士 の 場 合	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登 録 番 号	
			登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）	
	建築基準適合判定資格者の場合		登 録 番 号	
			登録を受けた地方整備局等名	
登録住宅性能評価機関が証明を行った場合の調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者	氏 名			
	建 築 士 の 場 合	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登 録 番 号	
			登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）	
	建築基準適合判定資格者		合格通知日付又は合格証書日付	
	検定合格者の場合		合格通知番号又は合格証書番号	
住宅瑕疵担保責任保険法人が証明を行った場合の調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者	氏 名			
	建 築 士 の 場 合	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登 録 番 号	
			登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）	
	建築基準適合判定資格者		合格通知日付又は合格証書日付	
	検定合格者の場合		合格通知番号又は合格証書番号	

（用紙 日本産業規格 A4）

備考

- 「証明申請者」の「住所」及び「氏名」の欄には、この証明書の交付を受けようとする者の住所及び氏名をこの証明書を作成する日の現況により記載すること。
- 「家屋番号及び所在地」の欄には、当該家屋の登記簿に記載された家屋番号及び所在地を記載すること。
- 「住宅性能」の欄には、当該家屋が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（以下「施行令」という。）第 29 条の 2 第 8 項に定める基準であって当該欄に掲げる項目のいずれに適合するかに応じ相当する番号を○で囲むものとする。なお、住宅用の家屋について増改築等をする場合の欄にあっては、当該住宅用の家屋に係る当該増改築等が完了した後の住宅性能について判定する。
- 「証明を行った指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関又は住宅瑕疵担保責任保険法人」の欄には、当該家屋が施行令第 29 条の 2 第 8 項に定める基準に適合するものであることにつき証明を行った指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関又は住宅瑕疵担保責任保険法人について、次により記載すること。
 - 「名称」及び「住所」の欄には、指定確認検査機関が証明した場合には建築基準法第 77 条の 18 第 1 項の規定により指定を受けた名称及び住所（指定を受けた後に同法第 77 条の 21 第 2 項の規定により変更の届出を行った場合は、当該変更の届出を行った名称及び住所）を、登録住宅性能評価機関が証明した場合には住宅の品質確保の促進等に関する法律第 7 条第 1 項の規定により登録を受けた名称及び住所（登録を受けた後に同法第 10 条第 2 項の規定により変更の届出を行った場合は、当該変更の届出を行った名称及び住所）を、住宅瑕疵担保責任保険法人が証明した場合には特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第 17 条第 1 項の規定により指定を受けた名称及び住所（指定を受けた後に同法第 18 条第 2 項の規定により変更の届出を行った場合は、当該変更の届出を行った名称及び住所）を記載するものとする。
 - 「証明を行った指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関又は住宅瑕疵担保責任保険法人」の「指定・登録年月日」、「指定・登録番号（指定確認検査機関又は登録住宅性能評価機関の場合）」及び「指定をした者（指定確認検査機関の場合）」の欄には、指定確認検査機関が証明した場合には建築基準法第 77 条の 18 第 1 項の

規定により指定を受けた年月日及び指定番号並びに指定をした者を、登録住宅性能評価機関が証明した場合には住宅の品質確保の促進等に関する法律第7条第1項の規定により登録を受けた年月日及び登録番号を、住宅瑕疵担保責任保険法人が証明した場合には特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第17条第1項の規定により指定を受けた年月日を記載するものとする。

- 5 「指定確認検査機関が証明を行った場合の調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者」の欄には、当該家屋が施行令第29条の2第8項に定める基準に適合するものであることにつき調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者について、次により記載すること。
 - (1) 「氏名」の欄には、建築士である場合には建築士法第5条の2の規定により届出を行った氏名を、建築基準適合判定資格者である場合には建築基準法第77条の58又は第77条の60の規定により登録を受けた氏名を記載するものとする。
 - (2) 「建築士の場合」の「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、調査を行った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載するものとする。なお、一級建築士、二級建築士又は木造建築士が調査することのできる家屋は、それぞれ建築士法第3条から第3条の3までに規定する建築物に該当するものとする。
 - (3) 「建築士の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）」の欄には、建築士法第5条の2の規定により届出を行った登録番号及び当該建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、同法第5条第1項の規定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。
 - (4) 「建築基準適合判定資格者の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた地方整備局等名」の欄には、建築基準法第77条の58又は第77条の60の規定により登録を受けた登録番号及び地方整備局等の名称を記載するものとする。
- 6 「登録住宅性能評価機関が証明を行った場合の調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者」の欄には、当該家屋が施行令第29条の2第8項に定める基準に適合するものであることにつき調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者について、次により記載すること。
 - (1) 「氏名」及び「住所」の欄には、建築士である場合には建築士法第5条の2の規定により届出を行った氏名及び住所を、建築基準適合判定資格者検定合格者である場合には、建築基準法施行令第6条の規定により通知を受けた氏名及び住所を記載するものとする。
 - (2) 「建築士の場合」の「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、調査を行った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載するものとする。なお、一級建築士、二級建築士又は木造建築士が調査することのできる家屋は、それぞれ建築士法第3条から第3条の3までに規定する建築物に該当するものとする。
 - (3) 「建築士の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）」の欄には、建築士法第5条の2の規定により届出を行った登録番号及び当該建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、同法第5条第1項の規定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。
 - (4) 「建築基準適合判定資格者検定合格者の場合」の「合格通知日付又は合格証書日付」及び「合格通知番号又は合格証書番号」の欄には、建築基準法施行令第6条の規定により通知を受けた日付及び合格通知番号（建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）附則第2条第2項の規定により建築基準適合判定資格者検定に合格したとみなされた者については、合格証書日付及び合格証書番号）を記載するものとする。
- 7 「住宅瑕疵担保責任保険法人が証明を行った場合の調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者」の欄には、当該家屋が施行令第29条の2第8項に定める基準に適合するものであることにつき調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者について、次により記載すること。
 - (1) 「氏名」の欄には、建築士である場合には建築士法第5条の2の規定により届出を行った氏名を、建築基準適合判定資格者検定合格者である場合には、建築基準法施行令第6条の規定により通知を受けた氏名を記載するものとする。
 - (2) 「建築士の場合」の「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、調査を行った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載するものとする。なお、一級建築士、二級建築士又は木造建築士が調査することのできる家屋は、それぞれ建築士法第3条から第3条の3までに規定する建築物に該当するものとする。
 - (3) 「建築士の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）」の欄には、建築士法第5条の2の規定により届出を行った登録番号及び当該建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、同法第5条第1項の規定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。
 - (4) 「建築基準適合判定資格者検定合格者の場合」の「合格通知日付又は合格証書日付」及び「合格通知番号又は合格証書番号」の欄には、建築基準法施行令第6条の規定により通知を受けた日付及び合格通知番号（建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）附則第2条第2項の規定により建築基準適合判定資格者検定に合格したとみなされた者については、合格証書日付及び合格証書番号）を記載するものとする。

平成24年 国土交通省告示第394号
(最終改正…令和3年 国土交通省告示第304号)

贈与税の非課税措置

贈与税

○平成二十四年国土交通省告示第三百九十四号（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則第十四条の二第六項第一号イからチまでの規定に基づく国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類）

(平成二十四年三月三十一日)

(国土交通省告示第三百九十四号)

改正	平成二六年	三月三十一日	国土交通省告示第四五九号
同	二七年	三月三十一日	同 第四九一号
同	二八年	三月三十一日	同 第六〇〇号
同	二九年	三月三十一日	同 第二九八号
同	三一年	三月二九日	同 第四七九号
令和	元年	六月二八日	同 第二一五号
同	三年	三月三十一日	同 第三〇四号

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則（平成二十三年財務省令第二十号）第十四条の二第六項第一号イからホまでの規定に基づき、平成二十三年国土交通省告示第千二百九十三号の全部を次のように改正する。

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則第十四条の二第六項第一号イからチまでに規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類は、次の各号に掲げる工事の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

一 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則第十四条の二第六項第一号イからヘまでに掲げる工事 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第三十八条の二第一項の規定の適用を受けようとする被災受贈者（同条第二項第一号に規定する被災受贈者をいう。）から証明の申請を受けた建築士（建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十三条の三第一項の規定により登録された建築士事務所に属する建築士に限るものとし、当該申請に係る住宅用の家屋が同法第三条第一項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士に、同法第三条の二第一項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士又は二級建築士に限るものとする。以下同じ。）、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第一項に規定する指定確認検査機関、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関又は特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）第十七条第一項に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人が当該申請に係る工事が相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）の施行地で行われるもので東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成二十三年政令第百十二号）第二十九条の二第五項第一号から第六号までに規定するいずれかの工事に該当する旨を別表の書式により証明する書類

二 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則第十四条の二第六項第一号トに掲げる工事 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十八条の二第一項の規定の適用を受けようとする被災受贈者から証明の申請を受けた建築士、建築基準法第七十七条の二十一第一項に規定する指定確認検査機関、住宅の品質確保の促進等に関する法律第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関又は特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第十七条第一項に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人が当該申請に係る工事が相続税法の施行地で行われるもので東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第二十九条の二第五項第七号に規定する工事に該当する旨を別表の書式により証明する書類及び平成二十七年国土交通省告示第四百八十五号に掲げる国土交通大臣が財務大臣と協議して定める保証保険契約が締結されていることを証する書類

三 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則第十四条の二第六項第一号チに掲げる工事 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十八条の二第一項の規定の適用を受けようとする被災受贈者から証明の申請を受けた建築基準法第七十七条の二十一第一項に規定する指定確認検査機関、住宅の品質確保の促進等に関する法律第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関又は特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第十七条第一項に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人が当該申請に係る工事が相続税法の施行地で行われるもので東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第二十九条の二第五項第八号に規定する工事に該当する旨を別表の書式により証明する書類

(平二六国交告四五九・平二七国交告四九一・令三国交告三〇四・一部改正)

附 則 (平成二六年三月三十一日国土交通省告示第四五九号)

この告示は、平成二六年四月一日から施行する。

附 則 (平成二七年三月三十一日国土交通省告示第四九一号)

(施行期日)

1 この告示は、平成二十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 平成二十七年国土交通省告示第四百八十九号附則第四項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの告示による改正前の平成二十四年国土交通省告示第三百九十四号別表の増改築等工事証明書（平成二十七年国土交通省告示第

耐震リフォーム

バリアフリーリフォーム

省エネルギーリフォーム

同居対応リフォーム

長期優良住宅化リフォーム

住宅ローン減税

贈与税の非課税措置

既存住宅の取得

登録免許税の特例措置

不動産取得税の軽減措置

贈与税の非課税措置

四百八十九号による改正前の平成二十四年国土交通省告示第三百九十二号第二号イに掲げる基準に適合させるための修繕又は模様替とされたものに限る。)は、なお従前の例によることができる。

附 則 (平成二八年三月三十一日国土交通省告示第六〇〇号)

(施行期日)

1 この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 平成二十八年国土交通省告示第五百九十八号附則第三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの告示による改正前の平成二十四年国土交通省告示第三百九十四号別表の増改築等工事証明書は、なお従前の例によることができる。

附 則 (平成二九年三月三十一日国土交通省告示第二九八号)

1 この告示は、平成二十九年四月一日から施行する。

2 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(平成二十三年法律第二十九号)第三十八条の二第二項第一号に規定する被災受贈者が居住の用に供している住宅用の家屋について同項第四号に規定する増改築等をした場合において、平成二十九年四月一日前に同条第一項第三号に定めるところにより増改築等をした当該住宅用の家屋を当該被災受贈者の居住の用に供したとき、又は増改築等をした当該住宅用家屋を同日後遅滞なく当該被災受贈者の居住の用に供することが確実であると見込まれるときについては、なお従前の例による。

附 則 (平成三十一年三月二九日国土交通省告示第四七九号)

1 この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。

2 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則第十四条の二第六項第一号イからチまでに規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類については、この告示による改正後の別表の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

附 則 (令和元年六月二八日国土交通省告示第二一五号)

この告示は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。

附 則 (令和三年三月三十一日国土交通省告示第三〇四号)

この告示は、令和三年四月一日から施行する。

別表

増改築等工事証明書
(住宅取得等資金の贈与の特例用)

(東日本大震災の被災者が直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の特例用)

証明申請者		住 所						
		氏 名						
家屋番号及び所在地								
木造又は非木造の別								
工事の種別及び内容	工事の種別	第1号工事	1 増築 2 改築 3 大規模の修繕 4 大規模の模様替					
		第2号工事 (第1号工事以外)	1 床の過半の修繕又は模様替 2 階段の過半の修繕又は模様替 3 間仕切壁の過半の修繕又は模様替 4 壁の過半の修繕又は模様替					
		第3号工事 (第1・2号工事以外)	次のいずれかの一室の床又は壁の全部の修繕又は模様替 1 居室 2 調理室 3 浴室 4 便所 5 洗面所 6 納戸 7 玄関 8 廊下					
		第4号工事 (第1～3号工事以外)	次の規定又は基準に適合させるための修繕又は模様替 1 建築基準法施行令第3章及び第5章の4の規定 2 地震に対する安全上耐震関係規定に準ずるものとして国土交通大臣が定める基準					
		第5号工事 (第1～4号工事以外)	高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための次のいずれかに該当する修繕又は模様替 1 通路又は出入口の拡幅 2 階段の勾配の緩和 3 浴室の改良 4 便所の改良 5 手すりの取付 6 床の段差の解消 7 出入口の戸の改良 8 床材の取替					
		第6号工事 (第1～5号工事以外)	エネルギーの使用の合理化に資する修繕又は模様替 1 窓の断熱性を高める工事 上記1と併せて行う次のいずれかに該当する修繕又は模様替 2 天井等の断熱性を高める工事 3 壁の断熱性を高める工事 4 床等の断熱性を高める工事					
				地域区分	1 1地域 5 5地域	2 2地域 6 6地域	3 3地域 7 7地域	4 4地域 8 8地域
		第7号工事 (第1～6号工事以外)	1 給水管に係る修繕又は模様替 2 排水管に係る修繕又は模様替 3 雨水の浸入を防止する部分に係る修繕又は模様替					
第8号工事 (第1～7号工事以外)	次の基準に適合させるための修繕又は模様替 1 評価方法基準第5の5の5-1(4)の等級4の基準に適合していること 2 評価方法基準第5の5の5-2(4)の等級4又は等級5の基準に適合していること 3 評価方法基準第5の1の1-1(4)の等級2又は等級3の基準に適合していること 4 評価方法基準第5の1の1-3(4)の免震建築物の基準に適合していること 5 評価方法基準第5の9の9-1(4)の等級3、等級4又は等級5の基準に適合していること							

	工事の内容	
--	-------	--

(注) 第8号工事については、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関又は住宅瑕疵担保責任保険法人に限って証明できるものとする。

上記の工事が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第29条の2第5項第1号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第2号に規定する修繕若しくは模様替、同項第3号に規定する修繕若しくは模様替、同項第4号に規定する修繕若しくは模様替、同項第5号に規定する修繕若しくは模様替、同項第6号に規定する修繕若しくは模様替、同項第7号に規定する修繕若しくは模様替又は同項第8号に規定する修繕若しくは模様替に該当することを証明します。

年 月 日

証明を行った建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関又は住宅瑕疵担保責任保険法人	氏名又は名称		印	
	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別		登録番号	
			登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)	
	指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関又は住宅瑕疵担保責任保険法人の場合	住所		
		指定・登録年月日		
指定・登録番号(指定確認検査機関又は登録住宅性能評価機関の場合)				
	指定をした者(指定確認検査機関の場合)			
建築士が証明を行った場合の当該建築士の属する建築士事務所	名称			
	所在地			
	一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別			
	登録年月日及び登録番号			
指定確認検査機関が証明を行った場合の調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者	氏名			
	建築士の場合	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	
			登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)	
	建築基準適合判定資格者の場合		登録番号	
登録を受けた地方整備局等名				

登録住宅性能評価機関が証明を行った場合の調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者	氏 名				
	建築士の場合	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別		登 録 番 号	
				登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)	
	建築基準適合判定資格者検定合格者の場合		合格通知日付又は合格証書日付		
		合格通知番号又は合格証書番号			
住宅瑕疵担保責任保険法人が証明を行った場合の調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者	氏 名				
	建築士の場合	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別		登 録 番 号	
				登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)	
	建築基準適合判定資格者検定合格者の場合		合格通知日付又は合格証書日付		
		合格通知番号又は合格証書番号			

(用紙 日本産業規格 A4)

備考

- 1 「証明申請者」の「住所」及び「氏名」の欄には、この証明書の交付を受けようとする者の住所及び氏名をこの証明書を作成する日の現況により記載すること。
- 2 「家屋番号及び所在地」の欄には、当該工事を行った家屋の建物登記簿に記載された家屋番号及び所在地を記載すること。
- 3 「木造又は非木造の別」の欄には、当該工事を行った家屋が木造住宅である場合には「木造」と、木造住宅以外の住宅である場合には「非木造」と記載すること。
- 4 「工事の種別及び内容」の欄には、この証明書により証明をする工事について、次により記載すること。
 - (1) 「工事の種別及び内容」の「工事の種別」の欄には、以下により記載するものとする。
 - ① 「第1号工事」の欄には、当該工事が東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（以下「施行令」という。）第29条の2第5項第1号に規定する増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替のいずれに該当するかに応じ該当する番号を○で囲むものとする。
 - ② 「第2号工事」の欄には、当該工事が施行令第29条の2第5項第2号に規定する修繕又は模様替であって次に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当する番号を○で囲むものとする。
 - イ 床の過半の修繕又は模様替 床（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第5号に規定する主要構造部（以下「主要構造部」という。）である床及び最下階の床をいう。）の過半について行うもの
 - ロ 階段の過半の修繕又は模様替 主要構造部である階段の過半について行うもの
 - ハ 間仕切壁の過半の修繕又は模様替 間仕切壁（主要構造部である間仕切壁及び建築物の構造上重要でない間仕切壁をいう。）の室内に面する部分の過半について行うもの（その間仕切壁の一部について位置の変更を伴うものに限る。）
 - ニ 壁の過半の修繕又は模様替 主要構造部である壁の室内に面する部分の過半について行うもの（当該修繕又は模様替に係る壁の過半について遮音又は熱の損失の防止のための性能を向上させるものに限る。）
 - ③ 「第3号工事」の欄には、当該工事が施行令第29条の2第5項第3号に規定する修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当する番号を○

で囲むものとする。

- ④ 「第4号工事」の欄には、当該工事が施行令第29条の2第5項第4号に規定する修繕又は模様替であって当該欄に掲げる規定又は基準のいずれに適合するかに応じ相当する番号を○で囲むものとする。
 - ⑤ 「第5号工事」の欄には、当該工事が施行令第29条の2第5項第5号に規定する修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ相当する番号を○で囲むものとする。
 - ⑥ 「第6号工事」の欄には、当該工事が施行令第29条の2第5項第6号に規定する修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ該当する番号（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令における算出方法等に係る事項等（平成28年国土交通省告示第265号。以下「算出方法告示」という。）別表第10に掲げる地域の区分における8地域において窓の日射遮蔽性を高める工事を行った場合は、番号1）を○で囲むものとする。また、同欄中、「地域区分」の欄には算出方法告示別表第10に掲げる地域の区分のいずれに該当するかに応じ該当する番号を○で囲むものとする。
 - ⑦ 「第7号工事」の欄には、当該工事が施行令第29条の2第5項第7号に規定する修繕又は模様替であって当該欄に掲げるもののいずれに該当するかに応じ相当する番号を○で囲むものとする。
 - ⑧ 「第8号工事」の欄には、当該工事が施行令第29条の2第5項第8号に規定する修繕又は模様替であって当該欄に掲げる基準のいずれに適合するかに応じ相当する番号を○で囲むものとする。
- (2) 「工事の種別及び内容」の「工事の内容」の欄には、当該工事が施行令第29条の2第5項第1号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第2号に規定する修繕若しくは模様替、同項第3号に規定する修繕若しくは模様替、同項第4号に規定する修繕若しくは模様替、同項第5号に規定する修繕若しくは模様替、同項第6号に規定する修繕若しくは模様替、同項第7号に規定する修繕若しくは模様替若しくは同項第8号に規定する修繕若しくは模様替に該当することを明らかにする工事の具体的内容を記載するものとする。
- 5 「証明を行った建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関又は住宅瑕疵担保責任保険法人」の欄には、当該工事が施行令第29条の2第5項第1号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第2号に規定する修繕若しくは模様替、同項第3号に規定する修繕若しくは模様替、同項第4号に規定する修繕若しくは模様替、同項第5号に規定する修繕若しくは模様替、同項第6号に規定する修繕若しくは模様替、同項第7号に規定する修繕若しくは模様替若しくは同項第8号に規定する修繕若しくは模様替であることにつき証明を行った建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関又は住宅瑕疵担保責任保険法人について、次により記載すること。
- (1) 「氏名又は名称」の欄には、建築士が証明した場合には建築士法第5条の2の規定により届出を行った氏名を、指定確認検査機関が証明した場合には建築基準法第77条の18第1項の規定により指定を受けた名称（指定を受けた後に同法第77条の21第2項の規定により変更の届出を行った場合は、当該変更の届出を行った名称）を、登録住宅性能評価機関が証明した場合には住宅の品質確保の促進等に関する法律第7条第1項の規定により登録を受けた名称（登録を受けた後に同法第10条第2項の規定により変更の届出を行った場合は、当該変更の届出を行った名称）を、住宅瑕疵担保責任保険法人が証明した場合には特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第17条第1項の規定により指定を受けた名称（指定を受けた後に同法第18条第2項の規定により変更の届出を行った場合は、当該変更の届出を行った名称）を記載するものとする。
- (2) 「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、証明を行った建築士の免許の別

- に並び、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載するものとする。なお、一級建築士、二級建築士又は木造建築士が証明することのできる家屋は、それぞれ建築士法第3条から第3条の3までに規定する建築物に該当するものとする。
- (3) 「登録番号」の欄には、証明を行った建築士について建築士法第5条の2の規定による届出に係る登録番号を記載するものとする。
- (4) 「登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）」の欄には、証明を行った建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、建築士法第5条第1項の規定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。
- (5) 「指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関又は住宅瑕疵担保責任保険法人の場合」の「住所」、「指定・登録年月日」、「指定・登録番号（指定確認検査機関又は登録住宅性能評価機関の場合）」及び「指定をした者（指定確認検査機関の場合）」の欄には、指定確認検査機関が証明した場合には建築基準法第77条の18第1項の規定により指定を受けた住所（指定を受けた後に同法第77条の21第2項の規定により変更の届出を行った場合は、当該変更の届出を行った住所）、指定を受けた年月日、指定番号及び指定をした者を、登録住宅性能評価機関が証明した場合には住宅の品質確保の促進等に関する法律第7条第1項の規定により登録を受けた住所（登録を受けた後に同法第10条第2項の規定により変更の届出を行った場合は、当該変更の届出を行った住所）、登録を受けた年月日及び登録番号を、住宅瑕疵担保責任保険法人が証明した場合には特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律第17条第1項の規定により指定を受けた住所（指定を受けた後に同法第18条第2項の規定により変更の届出を行った場合は、当該変更の届出を行った住所）及び指定を受けた年月日を記載するものとする。
- 6 「建築士が証明を行った場合の当該建築士の属する建築士事務所」の「名称」、「所在地」、「一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別」及び「登録年月日及び登録番号」の欄には、建築士法第23条の3第1項に規定する登録簿に記載された建築士事務所の名称及び所在地、一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別並びに登録年月日及び登録番号を記載すること。
- 7 「指定確認検査機関が証明を行った場合の調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者」の欄には、当該家屋が施行令第29条の2第5項第1号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第2号に規定する修繕若しくは模様替、同項第3号に規定する修繕若しくは模様替、同項第4号に規定する修繕若しくは模様替、同項第5号に規定する修繕若しくは模様替、同項第6号に規定する修繕若しくは模様替、同項第7号に規定する修繕若しくは模様替若しくは同項第8号に規定する修繕若しくは模様替であることにつき調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者について、次により記載すること。
- (1) 「氏名」の欄には、建築士である場合には建築士法第5条の2の規定により届出を行った氏名を、建築基準適合判定資格者である場合には建築基準法第77条の58又は第77条の60の規定により登録を受けた氏名を記載するものとする。
- (2) 「建築士の場合」の「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、調査を行った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載するものとする。なお、一級建築士、二級建築士又は木造建築士が調査することのできる家屋は、それぞれ建築士法第3条から第3条の3までに規定する建築物に該当するものとする。
- (3) 「建築士の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）」の欄には、建築士法第5条の2の規定により届出を行った登録番号及び当該建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、同法第5条第1項の規定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。
- (4) 「建築基準適合判定資格者の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた地方整備局等名」の欄には、建築基準法第77条の58又は第77条の60の規定により登録を受けた登録番号及び地方整備局等の名称を記載するものとする。

- 8 「登録住宅性能評価機関が証明を行った場合の調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者」の欄には、当該家屋が施行令第29条の2第5項第1号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第2号に規定する修繕若しくは模様替、同項第3号に規定する修繕若しくは模様替、同項第4号に規定する修繕若しくは模様替、同項第5号に規定する修繕若しくは模様替、同項第6号に規定する修繕若しくは模様替、同項第7号に規定する修繕若しくは模様替若しくは同項第8号に規定する修繕若しくは模様替であることにつき調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者について、次により記載すること。
- (1) 「氏名」の欄には、建築士である場合には建築士法第5条の2の規定により届出を行った氏名を、建築基準適合判定資格者検定合格者である場合には、建築基準法施行令第6条の規定により通知を受けた氏名を記載するものとする。
 - (2) 「建築士の場合」の「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、調査を行った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載するものとする。なお、一級建築士、二級建築士又は木造建築士が調査することのできる家屋は、それぞれ建築士法第3条から第3条の3までに規定する建築物に該当するものとする。
 - (3) 「建築士の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）」の欄には、建築士法第5条の2の規定により届出を行った登録番号及び当該建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、同法第5条第1項の規定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。
 - (4) 「建築基準適合判定資格者検定合格者の場合」の「合格通知日付又は合格証書日付」及び「合格通知番号又は合格証書番号」の欄には、建築基準法施行令第6条の規定により通知を受けた日付及び合格通知番号（建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）附則第2条第2項の規定により建築基準適合判定資格者検定に合格したとみなされた者については、合格証書日付及び合格証書番号）を記載するものとする。
- 9 「住宅瑕疵担保責任保険法人が証明を行った場合の調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者」の欄には、当該家屋が施行令第29条の2第5項第1号に規定する増築、改築、大規模の修繕若しくは大規模の模様替、同項第2号に規定する修繕若しくは模様替、同項第3号に規定する修繕若しくは模様替、同項第4号に規定する修繕若しくは模様替、同項第5号に規定する修繕若しくは模様替、同項第6号に規定する修繕若しくは模様替、同項第7号に規定する修繕若しくは模様替若しくは同項第8号に規定する修繕若しくは模様替であることにつき調査を行った建築士又は建築基準適合判定資格者検定合格者について、次により記載すること。
- (1) 「氏名」の欄には、建築士である場合には建築士法第5条の2の規定により届出を行った氏名を、建築基準適合判定資格者検定合格者である場合には、建築基準法施行令第6条の規定により通知を受けた氏名を記載するものとする。
 - (2) 「建築士の場合」の「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、調査を行った建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載するものとする。なお、一級建築士、二級建築士又は木造建築士が調査することのできる家屋は、それぞれ建築士法第3条から第3条の3までに規定する建築物に該当するものとする。
 - (3) 「建築士の場合」の「登録番号」及び「登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）」の欄には、建築士法第5条の2の規定により届出を行った登録番号及び当該建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、同法第5条第1項の規定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。
 - (4) 「建築基準適合判定資格者検定合格者の場合」の「合格通知日付又は合格証書日付」及び「合格通知番号又は合格証書番号」の欄には、建築基準法施行令第6条の規定により通知を受けた日付及び合格通知番号（建築基準法の一部を改正する法律（平成10年法律第100号）附則第2条第2項の規定により建築基準適合判定資格者検定に合格したとみなされた者については、合格証書日付及び合格証書番号）を記載するものとする。

平成27年 国土交通省告示第485号
(最終改正…令和3年 国土交通省告示第314号)

贈与税の非課税措置 贈与税

○平成二十七年国土交通省告示第四百八十五号（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第二十九条の二第五項第七号の規定に基づく国土交通大臣が財務大臣と協議して定める保証保険契約）

(平成二十七年三月三十一日)
(国土交通省告示第四百八十五号)

改正 令和 二年 三月三十一日国土交通省告示第四八六号
同 三年 三月三十一日 第三一四号

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成二十三年政令第百十二号）第二十九条の二第四項第七号の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める保証保険契約を次のように定めたので告示する。

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第二十九条の二第五項第七号に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める保証保険契約は、次の一及び二に掲げる要件に適合するリフォーム工事瑕疵担保責任保険契約とする。

- 一 特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律（平成十九年法律第六十六号）第十九条第二号の規定に基づき、同法第十七条第一項の規定による指定を受けた同項に規定する住宅瑕疵担保責任保険法人が引受けを行うものであること。
- 二 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第三十八条の二第二項第四号に規定する増改築等（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第二十九条の二第五項第七号に規定する修繕又は模様替に限る。）をした居住の用に供する家屋の給水管若しくは排水管に瑕疵（住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第二条第五項に規定する瑕疵をいう。以下同じ。）（通常有すべき性能又は機能に影響のないものを除く。）がある場合又は雨水の浸入を防止する部分（住宅の品質確保の促進等に関する法律施行令（平成十二年政令第百六十四号）第五条第二項に規定する雨水の浸入を防止する部分をいう。）に瑕疵（雨水の浸入に影響のないものを除く。）がある場合において、リフォーム工事瑕疵担保責任（当該増改築等の請負契約において、当該工事の請負人が負うこととされている民法（明治二十九年法律第八十九号）第四百十五条、第五百四十一条及び第五百四十二条並びに同法第五百五十九条において準用する同法第五百六十二条及び第五百六十三条に規定する担保の責任をいう。）を履行することによって生じた当該工事の請負人の損害を填補するものであること。

附 則

この告示の規定は、被災受贈者（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十八条の二第二項第一号に規定する被災受贈者をいう。）が平成二十七年一月一日以後に同項第五号に規定する住宅取得等資金を贈与（贈与した者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。）により取得した場合について適用する。

附 則 （令和二年三月三十一日国土交通省告示第四八六号）

この告示は、民法の一部を改正する法律（平成二十九年法律第四十四号）の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。

附 則 （令和三年三月三十一日国土交通省告示第三一四号）

この告示は、令和三年四月一日から施行する。

中古住宅取得後に耐震改修工事を行う場合

平成26年 国土交通省告示第430号

住宅ローン減税 所得税 住宅ローン減税 贈与税の非課税措置 贈与税

※ P.105 をご覧下さい。

平成26年 国土交通省告示第431号

住宅ローン減税 所得税 住宅ローン減税 贈与税の非課税措置 贈与税

※ P.113 をご覧下さい。

中古住宅取得後に耐震改修工事を行う場合（東日本大震災の被災者の方用）

平成26年 国土交通省告示第438号

贈与税の非課税措置

贈与税

（最終改正…令和3年 国土交通省告示第307号）

○平成二十六年国土交通省告示第四百三十八号（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則第十四条の二第九項の規定に基づく国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類）

（平成二十六年三月三十一日）

（国土交通省告示第四百三十八号）

改正 平成三十一年 三月二九日国土交通省告示第四八三号

令和 元年 六月二八日同 第二一七号

同 三年 三月三一日同 第三〇七号

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則（平成二十三年財務省令第二十号）第十四条の二第九項の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類を次のように定めたので告示する。

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則第十四条の二第九項に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類は、次に掲げる書類のいずれかとする。

- 一 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第三十八条の二第九項の規定の適用を受けようとする者が取得した同項に規定する要耐震改修住宅用家屋であってその取得の日以後に同項に規定する耐震改修（以下「耐震改修」という。）を行うもの（以下単に「要耐震改修住宅用家屋」という。）につき耐震改修を行い、当該耐震改修後の要耐震改修住宅用家屋が建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三章及び第五章の四の規定又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成二十三年政令第百十二号）第二十九条の二第三項に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準に適合するものである旨の証明を受けるために建築士（建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十三条の三第一項の規定により登録された建築士事務所に属する建築士に限るものとし、当該家屋が、同法第三条第一項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士に、同法第三条の二第一項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士又は二級建築士に限るものとする。）、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第一項に規定する指定確認検査機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関に対して提出する別表1の書式による申請書（要耐震改修住宅用家屋の取得の日までに当該申請書の提出が困難な場合には、同表の書式による仮申請書）
- 二 要耐震改修住宅用家屋に係る住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号）第五条第一項に規定する建設住宅性能評価申請書（要耐震改修住宅用家屋の取得の日までに当該申請書の提出が困難な場合には、別表2の書式による仮申請書）（平成十三年国土交通省告示第千三百四十六号別表2—1の1—1耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）について建設住宅性能評価を希望するものに限る。）

（令三国交告三〇七・一部改正）

附 則

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則（平成三十一年三月二九日国土交通省告示第四八三号）

- 1 この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。
- 2 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則第十四条の二第九項に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類については、この告示による改正後の別表1の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

附 則（令和元年六月二八日国土交通省告示第二一七号）

この告示は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。

附 則（令和三年三月三一日国土交通省告示第三〇七号）

- 1 この告示は、令和三年四月一日から施行する。
- 2 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則第十四条の二第九項に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類については、この告示による改正後の別表1及び別表2の規定にかかわらず、当分の間、なお従前の例によることができる。

別表 1

耐震基準適合証明申請書
仮申請書

(東日本大震災の被災者が直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の特例用)

申請者 (家屋取得 (予定)者)	住所	
	氏名	
家屋取得日(予定日)		年 月 日
取得(予定)の家屋番号及び所在地		
耐震改修工事開始予定日		年 月 日

上記の家屋について、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十八条の二第九項に規定する取得期限までに、同項に規定する耐震改修を行い、当該耐震改修後、当該家屋が耐震基準に適合する旨の証明を受けることを申請(当該家屋の取得の日までに申請が困難な場合には仮申請。以下同じ。)します。

申請年月日	年 月 日
-------	-------

※当該家屋の取得の日までに申請が困難な場合には、以下の欄に記載

正式な申請が困難な理由(※以下の項目にチェックを記載)
☐ 耐震改修工事を行う事業者が確定していないため ☐ 耐震改修工事の設計が確定していないため ☐ その他の事由の場合、以下の空欄に記載

※受付欄

1. 申請を受けた者が建築士事務所に属する建築士の場合

申請を受けた建築士	氏名	印		
	一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別	登録番号		
		登録を受けた都道府県名(二級建築士又は木造建築士の場合)		
申請を受けた建築士の属する建築士事務所	名称			
	所在地			
	一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別			
	登録年月日及び登録番号			
申請受理日		年 月 日		

2. 申請を受けた者が指定確認検査機関の場合

申請を受けた指定確認検査機関	名 称	印
	住 所	
	指定年月日及び 指定番号	
	指定をした者	
申 請 受 理 日	年 月 日	

3. 申請を受けた者が登録住宅性能評価機関の場合

申請を受けた登録住宅性能評価機関	名 称	印
	住 所	
	登録年月日及び 登録番号	
	登録をした者	
申 請 受 理 日	年 月 日	

(用紙 日本産業規格 A4)

備考

- 1 「申請者（家屋取得（予定）者）」、「家屋取得日（予定日）」、「取得（予定）の家屋番号及び所在地」、「耐震改修工事開始予定日」、「申請年月日」、「正式な申請が困難な理由」の欄は、この申請書の申請をする者が記載することとし、「※受付欄」以下は、申請を受けた建築事務所に属する建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関又は住宅瑕疵担保責任保険法人のいずれかが記載すること。
- 2 「申請者（家屋取得（予定）者）」の「住所」及び「氏名」の欄には、この申請書の申請をする者の住所及び氏名をこの申請書を作成する日の現況により記載すること。
- 3 「家屋取得日（予定日）」の欄には、この申請書の申請をする者が当該家屋を取得する（予定）の年月日を記載すること。
- 4 「取得（予定）の家屋番号及び所在地」の欄には、当該家屋の登記簿に記載された家屋番号及び所在地を記載すること。ただし、当該家屋を取得していない場合は、当該家屋の所在地のみを記載すること。
- 5 「耐震改修工事開始予定日」の欄には、当該家屋の耐震改修工事が開始される予定の年月日を記載すること。
- 6 「申請年月日」の欄には、申請を行った年月日を記載すること。
- 7 「正式な申請が困難な理由」の欄は、当該家屋の取得の日までに申請が困難な場合に記載することとし、正式な申請が困難な理由の項目にチェックを記載するとともに、適当な理由の項目がない場合には、空欄に正式な申請が困難な理由を記載すること。
- 8 申請を受けた者が建築士事務所に属する建築士の場合
 - (1) 「申請を受けた建築士」の欄には、申請を受けた建築士について、次により記載すること。
 - ① 「氏名」の欄には、建築士法第5条の2の規定により届出を行った氏名を記載するものとする。
 - ② 「一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別」の欄には、申請を受けた建築士の免許の別に応じ、「一級建築士」、「二級建築士」又は「木造建築士」と記載するものとする。なお、一級建築士、二級建築士又は木造建築士が証明することのできる家屋は、それぞれ建築士法第3条から第3条の3までに規定する建築物に該当するものとする。
 - ③ 「登録番号」の欄には、申請を受けた建築士について建築士法第5条の2の規定による届出に係る登録番号を記載するものとする。
 - ④ 「登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）」の欄には、申請を受けた建築士が二級建築士又は木造建築士である場合には、建築士法第5条第1項の規定により登録を受けた都道府県名を記載するものとする。
 - (2) 「申請を受けた建築士の属する建築士事務所」の「名称」、「所在地」、「一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別」及び「登録年月日及び登録番号」の欄には、建築士法第23条の3第1項に規定する登録簿に記載された建築士事務所の名称及び所在地、一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別並びに登録年月日及び登録番号を記載すること。
 - (3) 「申請受理日」の欄には、申請を受けた年月日を記載すること。
- 9 申請を受けた者が指定確認検査機関の場合
 - (1) 「申請を受けた指定確認検査機関」の欄には、申請を受けた指定確認検査機関について、次により記載すること。
 - ① 「名称」及び「住所」の欄には、建築基準法第77条の18第1項の規定により指定を受けた名称及び住所（指定を受けた後に同法第77条の21第2項の規定により変更の届出を行った場合は、当該変更の届出を行った名称及び住所）を記載するものとする。
 - ② 「指定年月日及び指定番号」及び「指定をした者」の欄には、建築基準法第77条の18第1項の規定により指定を受けた年月日及び指定番号並びに指定をした者を記載するものとする。
 - (2) 「申請受理日」の欄には、申請を受けた年月日を記載すること。
- 10 申請を受けた者が登録住宅性能評価機関の場合
 - (1) 「申請を受けた登録住宅性能評価機関」の欄には、申請を受けた登録住宅性能評価機関について、次により記載すること。

- ① 「名称」及び「住所」の欄には、住宅の品質確保の促進等に関する法律第7条第1項の規定により登録を受けた名称及び住所（登録を受けた後に同法第10条第2項の規定により変更の届出を行った場合は、当該変更の届出を行った名称及び住所）を記載するものとする。
 - ② 「登録年月日及び登録番号」及び「登録をした者」の欄には、住宅の品質確保の促進等に関する法律第7条第1項の規定により登録を受けた年月日及び登録番号並びに登録をした者を記載するものとする。
- (2) 「申請受理日」の欄には、申請を受けた年月日を記載すること。

建設住宅性能評価仮申請書
(東日本大震災の被災者等が直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の特例用)

申請者 (家屋取得 (予定)者)	住所	
	氏名	
家屋取得日(予定日)		年 月 日
取得(予定)の家屋番号及び所在地		
耐震改修工事開始予定日		年 月 日

上記の家屋について、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十八条の二第九項に規定する取得期限までに、同項に規定する耐震改修を行い、当該耐震改修後、当該家屋が耐震基準に適合する旨の証明を受けることを申請します。

仮申請年月日	年 月 日
--------	-------

正式な申請が困難な理由(※以下の項目にチェックを記載)
☐耐震改修工事を行う事業者が確定していないため ☐耐震改修工事の設計が確定していないため ☐その他の事由の場合、以下の空欄に記載

※受付欄

仮申請を受けた 登録住宅性能評価機関	名称	印
	住所	
	登録年月日及び 登録番号	
	登録をした者	
仮申請受理日		年 月 日

(用紙 日本産業規格 A4)

備考

- 1 「申請者（家屋取得（予定）者）」の「住所」及び「氏名」の欄には、この仮申請書の申請をする者の住所及び氏名をこの仮申請書を作成する日の現況により記載すること。
- 2 「家屋取得日（予定日）」の欄には、この仮申請書の申請をする者が当該家屋を取得する（予定）の年月日を記載すること。
- 3 「取得（予定）の家屋番号及び所在地」の欄には、当該家屋の登記簿に記載された家屋番号及び所在地を記載すること。ただし、当該家屋を取得していない場合は、当該家屋の所在地のみを記載すること。
- 4 「耐震改修工事開始予定日」の欄には、当該家屋の耐震改修工事が開始される予定の年月日を記載すること。
- 5 「仮申請年月日」の欄には、仮申請が行われた年月日を記載すること。
- 6 「正式な申請が困難な理由」の欄には、正式な申請が困難な理由の項目にチェックを記載することとし、適当な理由の項目がない場合には、空欄に正式な申請が困難な理由を記載すること。
- 7 「仮申請を受けた登録住宅性能評価機関」の欄には、仮申請を受けた登録住宅性能評価機関について、次により記載すること。
 - ① 「名称」及び「住所」の欄には、住宅の品質確保の促進等に関する法律第7条第1項の規定により登録を受けた名称及び住所（登録を受けた後に同法第10条第2項の規定により変更の届出を行った場合は、当該変更の届出を行った名称及び住所）を記載するものとする。
 - ② 「登録年月日及び登録番号」及び「登録をした者」の欄には、住宅の品質確保の促進等に関する法律第7条第1項の規定により登録を受けた年月日及び登録番号並びに登録をした者を記載するものとする。
 - ③ 「仮申請受理日」の欄には、仮申請を受けた年月日を記載すること。

平成26年 国土交通省告示第439号
(最終改正…令和3年 国土交通省告示第308号)

贈与税の非課税措置

贈与税

○平成二十六年国土交通省告示第四百三十九号（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則第十四条の二第十項の規定に基づく国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類）

(平成二十六年三月三十一日)

(国土交通省告示第四百三十九号)

改正 令和 三年 三月三十一日国土交通省告示第三〇八号

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則（平成二十三年財務省令第二十号）第十四条の二第十項の規定に基づき、国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類を次のように定めたので告示する。

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則第十四条の二第十項に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める書類は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める書類とする。

- 一 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成七年法律第二百二十三号）第十七条第一項の申請をした場合又は平成二十六年国土交通省告示第四百三十八号第一号に掲げる書類により東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則第十四条の二第九項の申請をした場合 東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）第三十八条の二第九項の規定の適用を受けようとする者が取得した同項に規定する要耐震改修住宅用家屋であってその取得の日以後に同項に規定する耐震改修が行われたもの（以下「耐震改修住宅用家屋」という。）が耐震基準（建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第三章及び第五章の四の規定又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成二十三年政令第百十二号）第二十九条の二第三項に規定する国土交通大臣が財務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準をいう。以下同じ。）に適合するものである旨を建築士（建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十三条の三第一項の規定により登録された建築士事務所に属する建築士に限るものとし、当該家屋が、同法第三条第一項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士に、同法第三条の二第一項各号に掲げる建築物であるときは一級建築士又は二級建築士に限るものとする。）、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第七十七条の二十一第一項に規定する指定確認検査機関又は住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成十一年法律第八十一号）第五条第一項に規定する登録住宅性能評価機関が平成二十三年国土交通省告示第千二百九十二号別表の書式により証する書類（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十八条の二第九項に規定する取得期限までに当該耐震改修により耐震基準に適合することとなった当該耐震改修住宅用家屋に係るものに限る。）
- 二 平成二十六年国土交通省告示第四百三十八号第二号に掲げる書類により東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則第十四条の二第九項の申請をした場合 耐震改修住宅用家屋について交付された住宅の品質確保の促進等に関する法律第六条第三項に規定する建設住宅性能評価書の写し（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第三十八条の二第九項に規定する取得期限までに耐震改修により耐震基準に適合することとなった当該耐震改修住宅用家屋に係るもので、平成十三年国土交通省告示第千三百四十六号別表2—1の1—1 耐震等級（構造躯体の倒壊等防止）に係る評価が等級1、等級2又は等級3であるものに限る。）

附 則

この告示は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則 （令和三年三月三十一日国土交通省告示第三〇八号）

この告示は、令和三年四月一日から施行する。

耐震リフォーム

バリアフリー
リフォーム

省エネルギー
リフォーム

同居対応
リフォーム

長期優良住宅化
リフォーム

住宅ローン減税

贈与税の
非課税措置

既存住宅の取得

登録免許税の
特例措置

不動産取得税の
軽減措置